3. 2号炉の耐震重要施設及び重大事故等対処施設と断層との位置関係

第902回審査会合 資料1 P.153 一部修正

○重要な安全機能を有する施設^{※1}(以下,重要施設)が,「将来活動する可能性のある断層等」の露頭がある地盤に設置された場合,その断層等の活動によって安全機能に重大な影響を与える おそれがあるため,重要施設を「将来活動する可能性のある断層等」の露頭が無いことを確認した地盤に設置しなければならないことから,重要施設と断層との位置関係を明らかにした。(下 図及び次頁)

O重要施設の直下にある断層は、S-2・S-6、S-4、S-5、S-7、S-8、B-2、K-2、K-4、K-5、K-12~K-18、K-20~K-23、K-25、K-26の22本である。

※1 耐震重要施設及び重大事故等対処施設

	凡 例	敷地内断層	督一覧
	O 鉛直ボーリング孔	区分	断層名
			S-2•S-6
	・キャーリングれ	料電手面佐乳	S-4
	Ө 斜めボーリング孔	「「「「「「「」」」の「「」」の「「」」の「」」の「」」の「」」の「」」の「」	S-5
		(6本)	S-7 ^{%4}
			S-8
	□ 表土はぎ	重	B-2
		要	S-7 ^{%4}
		施	K-2
	岩盤調査坑		K-4
		直	K-5
			K-12
	●●●●● 重要施設の直下にある断層	5	K-13
	重要施設の直下にない断層	る重大事故等	K-15
	(破線はさらに延長する可能性のある箇所)	町 対処施設の	K-15
		/ 直下にある	K-17
	* 断増延長部の露宕域で断増か 認められないことを確認したもの	本 (17本)	K-18
	断層端部を確認していないもの		K-20
			K-21
	S─O (陸域 EL-4.7m) B─O		K-22
	K -〇 (海岸部 FL 0m)		K-23
	矢印(▲)の向きは断層の傾斜方向を示す		K-25
	(B-1の傾斜はほぼ90°)		K-26
	露頭調査範囲		S-1
	(・基礎掘削面(1・2号機建設時の掘削範囲)		S-9
	・重要な安全機能を有する施設の基礎	-	B-1
	・防潮堤基礎部	-	B-3
	し、海岸部露岩域	-	K-1
	重要な安全機能を有する施設	重要施設の	K-3
	(設置変更許可申請以降に追加した施設を含む)	直下にない断層	K-6
	□ □ □ → 耐震重要施設	(14本)	K-/
		-	K-8
	┃ │	-	K-9
	※2 耐震重要施設ではないが、耐震重要施設を支持する間接支持構造		K-10
	物であることから、耐震重要施設に含めた。ただし、原子炉建屋につ いては原子炉建屋原子炉棟は耐震重要施設、それ以外の部分は耐		K-10
	震重要施設を支持する間接支持構造物である。 ※3 第788回審査会合 机上配布資料1において記載していた淡水貯水槽		K-24
	(東側・南側)については、重大事故等対処施設ではなく代替淡水源 (措置)とした。		<u> </u>
枠囲みの内容は商業機密又は防護上の観点から公開できません。	※4 S-7は耐震重要施設と重大事故等対処施設の両方の直下にある。		3-2

【重要施設と断層との位置関係(取水路付近の詳細図)】

〇重要施設である取水路設置面での断層の有無について、取水路沿いのボーリング調査結果等に基づいて検討した断面図を以下に示す。

枠囲みの内容は商業機密又は防護上の観点から公開できません。



4. 評価対象断層の選定

4.1	評価対象断層の選定手順	••••• 4- 2
4.2	隣接する断層に並走する小規模な断層の検討	••••• 4– 4
4.3	4項目のデータに基づく系統区分	••••• 4- 6
4.4	ステップ1 切り合い関係による新旧検討	••••• 4–12
4.5	ステップ2 系統区分・断層規模,重要施設との 位置関係による検討	••••• 4–23
4.6	ステップ3 隣接する断層との関係からの個別検討	••••• 4–27
4.7	評価対象断層の選定 まとめ	••••• 4–35

4.1 評価対象断層の選定手順

4.1 評価対象断層の選定手順

■敷地内断層のうち,活動性評価を行う断層(評価対象断層)を選定する ために,以下の手順で検討を行った。評価対象としない断層は評価対 象断層に評価を代表させることができることを確認した上で,評価対象 断層を選定した。

〔隣接する断層に並走する小規模な断層の検討〕

敷地内のある断層に隣接する断層に並走する規模が小さい断層については, 水平方向や深部方向の分布の関係,断層形成過程に関する知見に照らした 検討により, 隣接する断層の一部であるか否かについて検討し,一部であると 判断される場合には,隣接する断層に評価を代表させる。

〔4項目のデータに基づく系統区分〕

敷地の断層は、いずれも別所岳安山岩類中に分布し、固結した破砕部(一部, 粘土状破砕部を介在)からなり、破砕部の鉱物組成が類似している。このため、 活動時期に関連する「走向」,「傾斜」,「運動方向(固結した破砕部)」,「運動 方向(粘土状破砕部)」の4項目のデータに基づき,系統区分を行う。

〔ステップ1 切り合い関係による新旧検討〕

会合部の切り合い関係により,新旧を明確に判断できる場合は,相対的に活動が新しいと判断したものを評価対象断層として選定し,古いと判断したものは評価対象とせず,新しいと判断したものに評価を代表させる。

〔ステップ2 系統区分・断層規模,重要施設との位置関係による検討〕

切り合い関係により、新旧を明確に判断できない場合は、系統区分の結果に 基づき、同系統に区分される断層のうち、「断層規模が大きい断層」※を評価 対象断層として選定し、同系統で「断層規模が小さい断層」は評価対象とせず、 「断層規模が大きい断層」に評価を代表させる。

さらに,系統区分されない断層のうち,重要施設の直下にある断層は,断層規 模に関わらず,変位・変形の有無を確認することとし,すべて評価対象断層と して選定する。

※破砕部の幅の最大値または平均値のいずれかが他の断層よりも大きいものを選定する。 なお、直接確認できている断層長さが大きいものについても選定する。

〔ステップ3 隣接する断層との関係からの個別検討〕

系統区分されない、かつ、重要施設の直下にない断層については、それぞれの断層について隣接する断層との関係から個別に検討し、評価対象断層か評価対象としないかを判断する。



4.2 隣接する断層に並走する小規模な断層の検討

4.2 隣接する断層に並走する小規模な断層の検討

第671回審査会合 資料2 P.89 一部修正

OS-1に並走する小規模な断層としてB-1が分布し、S-2・S-6に並走する小規模な断層としてB-2が分布する。

- ・B-1とS-1の分布の関係を詳細に確認すると、B-1は、水平方向ではS-1に最大約10m程度の離隔で並走し、深度方向ではS-1に会合する関係 にある(<u>補足資料4.2-1</u>(1) P.4.2-1-3)。
- ・B-2とS-2・S-6の分布の関係を詳細に確認すると、B-2は、水平方向ではS-2・S-6に最大約8m程度の離隔で並走して北部で会合し、深度方向ではS-2・S-6とほぼ同じ傾斜であり、地下深部で認められなくなる(補足資料4.2-1(1) P.4.2-1-8~12)。

Oこれらの分布の関係を踏まえ、B-1はS-1の一部、B-2はS-2・S-6の一部と判断する。

Oなお, この判断は, 断層形成に関わったゾーンについての知見^(注1)や, 断層の形成に伴うせん断組織についての知見^(注2)に照らしても, 矛盾し ない(<u>補足資料4.2−1</u>(2))。



(注1)Vermilye and Scholz(1998) (注2)狩野	•村田(1998)
--------------------------------------	-----------

断層性状一覧表												
断層名	一般走向と系統 (真北) 傾斜		断層 長さ*1	破砕部 の幅 ^{*2}	粘土状破砕 部の幅*3							
S-1	N60°W I	80 ~ 70°NE ^{※1}	780m	14cm (27cm)	1 cm (6 cm)							
S-2•S-6	N11°E II	60° NW ^{%2}	600m	34cm (108cm)	3cm (17cm)							
B-1	N49°W I	86° NE ^{%3}	100m	6cm (10cm)	0.3cm (0.5cm)							
B-2	N12°E II	60° NW ^{%3}	50m	6cm (10cm)	3cm (3cm)							

(走向系統) I:NW-SE系 Ⅱ:N-S~NE-SW系

(傾斜の確認位置) ※1:岩盤調査坑 ※2:トレンチ ※3:基礎掘削面

*1:露頭もしくはボーリングにより破砕部が認められないことを確認した地点までの長さ。
*2:破砕部全体の平均値(下段括弧内は最大値)。
*3:粘土状破砕部の幅の平均値(下段括弧内は最大値)

4.3 4項目のデータに基づく系統区分

4.3 4項目のデータに基づく系統区分 一概要一

〇「走向」,「傾斜」,「運動方向(固結した破砕部)」,「運動方向(粘土状破砕部)」の4項目のデータに基づき,系統区分を行った結果,6系統に区分された(下表,次頁, 次々頁)。

- ○系統区分された断層はいずれも「傾斜角度」は高角、「運動方向(固結した破砕部)」は正断層であったことから、系統区分の名称については、以下のとおり、「走向」、 「傾斜方向」、「運動方向(粘土状破砕部)」を用いた。
 - I·西·逆系=「走向:I系(NW-SE系)」・「傾斜方向∶西傾斜」・「運動方向(粘土状破砕部):逆断層」
 - Ⅰ・東・右系=「走向:Ⅰ系(NW-SE系)」・「傾斜方向:東傾斜」・「運動方向(粘土状破砕部):右横ずれ断層」
 - I·東·正系=「走向: I系(NW-SE系)」·「傾斜方向:東傾斜」·「運動方向(粘土状破砕部):正断層」
 - Ⅱ·西·逆系=「走向:Ⅱ系(N-S~NE-SW系)」·「傾斜方向:西傾斜」·「運動方向(粘土状破砕部):逆断層」
 - Ⅱ・西・左系=「走向:Ⅱ系(N-S~NE-SW系)」・「傾斜方向:西傾斜」・「運動方向(粘土状破砕部):左横ずれ断層」
 - Ⅱ·東·逆系=「走向:Ⅱ系(N-S~NE-SW系)」・「傾斜方向:東傾斜」・「運動方向(粘土状破砕部):逆断層」

(「走向」,「傾斜」の検討はP.4-10,「運動方向」の検討はP.4-11および補足資料4.3-1)。



位置図

系統区分											
柴 困 々		走向·傾斜				運動方向					
的眉石	一般走向(真:	北)と系統	傾斜	_	固結した破砕部	粘土状破砕部	未机区力				
S-8	N28°W	I	58°	SW	正断層	左横ずれ逆断層(縦ずれ卓越)	Ⅰ·西·逆系				
S-1	N60°W	I	80~70 [°]	NE	正断層	右横ずれ逆断層(横ずれ卓越)	Ⅰ.亩.七衣				
B-3	N42°W	I	82°	NE	正断層	右横ずれ逆断層(横ずれ卓越)	1.兆.石光				
K-4	N56°W	I	85°	NE	正断層	左横ずれ正断層(縦ずれ卓越)	Ⅰ·東·正系				
S-2·S-6	N11°E	Π	60°	NW	正断層	左・右横ずれ逆断層(縦ずれ卓越)	Π.西. 溢玄				
K-14	N7°E	Π	66°	NW	正断層	左・右横ずれ逆断層(縦ずれ卓越)	1.四.下来				
S-4	N29°E	Π	66°	NW	正断層	左横ずれ逆断層(横ずれ卓越)	Ⅱ·西·左系				
K-2	N19°E	Π	72°	SE	正断層	右・左横ずれ逆断層(縦ずれ卓越)					
K-18	N8°E	Π	78°	SE	正断層	右横ずれ逆断層(縦ずれ卓越)					
K-16	N10°W	Π	67°	NE	正断層	右・左横ずれ逆断層(縦ずれ卓越)					
K-15	N4°E	Π	68°	SE	正断層	逆断層(縦ずれ卓越)					
K-13	N12°E	Π	74°	SE	正断層	左横ずれ逆断層(縦ずれ卓越)					
K-12	N21°W	Π	72°	NE	正断層	右横ずれ逆断層(縦ずれ卓越)					
K-25	N1°W	Π	65°	NE	正断層	逆断層(縦ずれ卓越)	Π.亩. 溢玄				
K-21	N4°E	Π	66°	SE	正断層	右横ずれ逆断層(縦ずれ卓越)	1、水、江水				
K-17	N18°E	Π	78°	SE	正断層	右横ずれ逆断層(縦ずれ卓越)					
K-23	N10°E	Π	65°	SE	正断層	右・左横ずれ逆断層(縦ずれ卓越)					
K-19	N12°W	Π	65°	NE	正断層	右横ずれ逆断層(縦ずれ卓越)					
K-22	N9°W	Π	73°	NE	正断層	右横ずれ逆断層(縦ずれ卓越)					
K-26	N14°E	Π	68°	SE	正断層	左横ずれ逆断層(縦ずれ卓越)					
K-20	N15°E	Π	63°	SE	正断層	左横ずれ逆断層(縦ずれ卓越)					

系統区分されない断層

		走向·傾斜						
断層名	一般走向(真:	傾斜		固結した破砕部	粘土状破砕部	糸税区分		
K-5	N63°W	I	64°	NE	正断層	不明	不明	
S-7	N41°W	I	60°	SW	不明	右横ずれ逆断層(縦ずれ卓越)	不明	
K-24	N58°W	I	89°	NE	不明	-	不明	
K-1	N4°E	Π	58°	SE	正断層	—	不明	
K-3	N16°E	Π	70°	SE	正断層		不明	
S-5	N4°E	Π	70°	SE	不明	不明 左横ずれ正断層(縦ずれ卓越)		
K-6	N2°W	Π	60°	NE	不明	-	不明	
K-7	N8°W	Π	88°	NE	不明	-	不明	
K-8	N15°W	Π	80°	NE	不明	-	不明	
K-9	N10°E	Π	88°	SE	不明	-	不明	
K-10	N16°W	Π	62°	NE	不明		不明	
K-11	N14 [°] E	Π	70°	NW	不明	_	不明	
S-9	N35 [°] E	Π	50°	NW	不明	不明	不明	



【傾斜】

🔲 高角

*: - は存在しないもの。

4-7

第935回審査会合 資料1 P.437 一部修正

新生状破砕部の条線方向が縦ずれ卓越の場合(正断層 or 逆断層)
 粘土状破砕部の条線方向が横ずれ卓越の場合(石横ずれ or 左横ずれ)
 傾斜方向 東 or 西
 走向 I系(NW-SE系) or II系(N-S~NE-SW系)

系統区分: <u>X</u>·<u>◇</u>·<u>○</u>系

【4項目のデータに基づく系統区分(区分図)】

〇「走向」,「傾斜」,「運動方向(固結した破砕部)」,「運動方向(粘土状破砕部)」の4項目のデータに基づき,系統区分を行った結果,6系統に区分された。



第935回審査会合 資料1 P.439 一部修正

【4項目のデータに基づく系統区分(シュミットネット)】

〇系統区分結果をシュミットネットに投影したものを以下に示す。



系統区分結果 (シュミットネット 下半球等積投影図) 4.3(1) 走向・傾斜の検討

- ○走向を4区分(45°間隔)して敷地内断層の走向をシュミットネットに投影すると、NW-SE系、N-S系、NE-SW系に分類されるものの、NE-SW系の S-4、S-9についてはN-S系に近い走向を示すことから、これらを1つの系統として扱い、NW-SE系をI系、N-S~NE-SW系をⅡ系として区分し ている(左下図)。
- ○傾斜角度を3区分(30°間隔,狩野・村田(1998)に基づく)して敷地内断層の傾斜角度を分類すると,高角,中角に分類されるものの,S-9を除いては58°~89°と概ね高角であることから,S-9を除く敷地内断層の傾斜はいずれも高角として区分している。また,Ⅱ系の断層分布を確認すると(P.2-26, 2-27),西傾斜の方が連続性がよい等,西傾斜と東傾斜で断層の分布の特徴が異なることから,系統区分にあたっては,傾斜角度だけでなく傾斜方向についても考慮して区分した(右下図)。



各断層の走向 (シュミットネット 下半球等積投影図)



4.3(2) 運動方向の検討

○敷地内断層の固結した破砕部の運動方向が確認できたものは、いずれも正断層センスが認められる。
 ○固結した破砕部の運動方向が確認できた断層の粘土状破砕部の運動方向を確認すると、走向が I 系の断層は、西傾斜で縦ずれ卓越の左横ずれ逆断層(S-8)、東傾斜で横ずれ卓越の右横ずれ断層(S-1, B-3)、縦ずれ卓越の左横ずれ正断層(K-4)が認められる(左下表)。
 ○走向が II 系の断層は、西傾斜で縦ずれ卓越の左・右横ずれ逆断層(S-2・S-6, K-14)と横ずれ卓越の左横ずれ逆断層(S-4)、東傾斜で縦ずれ卓越の右・左横ずれ逆断層(K-2, K-18, K-16, K-15, K-13, K-12, K-25, K-21, K-17, K-23, K-19, K-22, K-26, K-20)が認められる(右下表)。

系統区分された断層の運動方向(固結した破砕部、粘土状破砕部)観察結果

(走向系統) I:NW-SE系 II:N-S~NE-SW系

走向 I 系 西傾斜

			-		
	走向・	傾斜		運動方向	
断層名	一般走向(真北)と系統	傾斜	固結した破砕部 粘土状破砕部※		参照頁
S-8	N28°W I	58° SW	正断層	左横ずれ逆断層 (縦ずれ卓越)	<u>補足資料2.5–1</u> (7),(31)

	走向	·傾斜		運動方向		
断層名	一般走向(真北)と系統	傾斜	固結した破砕部	粘土状破砕部※	参照頁	
S-2•S-6	N11°E II	60°NW	正断層	左・ 右横ずれ逆断層 (縦ずれ卓越)	補足資料2.5-1 (3), (31)	
K-14	N7°E II	66°NW	正断層	左・ 右横ずれ逆断層 (縦ずれ卓越)	<u>補足資料2.5-1</u> (19), (31)	
S-4	N29° E II	66°NW	正断層	左横ずれ逆断層 (横ずれ卓越)	<u>補足資料2.5-1</u> (4), (31)	

走向 I 系 東傾斜

	走向・	·傾斜		運動方向		
断層名	一般走向(真北)と系統	傾斜	固結した破砕部	粘土状破砕部※	参照頁	
S-1	N60°W I	80~70° NE	正断層	右横ずれ逆断層 (横ずれ卓越)	補足資料2.5-1 (2), (31)	
B-3	N42°W I	82° NE	正断層	右横ずれ逆断層 (横ずれ卓越)	補足資料2.5-1 (11), (31)	
K-4	N56°W I	85° NE	正断層	左横ずれ正断層 (縦ずれ卓越)	補足資料2.5-1 (15), (31)	

※:粘土状破砕部の運動方向データを, Tangent-lineation diagramで整理した結果について補足資料4.3-1に示す。

走向Ⅱ系 東傾斜

走向Ⅱ系 西傾斜

		走向・	傾斜		運動方向	
断層名 	一般走向(真北)と系統		傾斜	固結した破砕部	粘土状破砕部※	参照頁
K-2	N19°E	Π	72°SE	正断層	右・左横ずれ逆断層 (縦ずれ卓越)	補足資料2.5-1 (13), (31)
K-18	N8°E	П	78° SE	正断層	右横ずれ逆断層 (縦ずれ卓越)	補足資料2.5-1 (23), (31)
K-16	N10° W	П	67° NE	正断層	右・左横ずれ逆断層 (縦ずれ卓越)	補足資料2.5-1 (21), (31)
K-15	N4°E	П	68°SE	正断層	逆断層 (縦ずれ卓越)	補足資料2.5-1 (20), (31)
K-13	N12°E	П	74°SE	正断層	左横ずれ逆断層 (縦ずれ卓越)	補足資料2.5-1 (18), (31)
K-12	N21°W	Π	72° NE	正断層	右横ずれ逆断層 (縦ずれ卓越)	<u>補足資料2.5-1</u> (17), (31)
K-25	N1°W	Π	65° NE	正断層	逆断層 (縦ずれ卓越)	捕足資料2.5-1 (29), (31)
K-21	N4°E	Π	66°SE	正断層	右横ずれ逆断層 (縦ずれ卓越)	<u>補足資料2.5–1</u> (26), (31)
K-17	N18°E	П	78°SE	正断層	右横ずれ逆断層 (縦ずれ卓越)	<u>補足資料2.5-1</u> (22), (31)
K-23	N10° E	Π	65°SE	正断層	右・左横ずれ逆断層 (縦ずれ卓越)	<u>補足資料2.5–1</u> (28), (31)
K-19	N12°W	Π	65° NE	正断層	右横ずれ逆断層 (縦ずれ卓越)	捕足資料2.5-1 (24), (31)
K-22	N9°W	Π	73° NE	正断層	右横ずれ逆断層 (縦ずれ卓越)	
K-26	N14°E	Π	68°SE	正断層	左横ずれ逆断層 (縦ずれ卓越)	補足資料2.5-1 (30), (31)
K-20	N15°E	Π	63°SE	正断層	左横ずれ逆断層 (縦ずれ卓越)	補足資料2.5-1 (25), (31)

4.4 ステップ1 切り合い関係による新旧検討

〔ステップ1〕

会合部の切り合い関係により,新旧を明確に判断できる場合は,相対的に活動が新しいと判断したものを評価対象断層として 選定し,古いと判断したものは評価対象とせず,新しいと判断したものに評価を代表させる。

〇敷地内のうち,海岸部露岩域においては、断層の切り合い関係を直接確認できる会合部が4箇所ある。断層間の新旧を明確に判断するため、 主せん断面及び内部構造の双方の観点で調和的な切り合い関係が認められるか、各会合部の観察を行った(下図→)。

○その結果, K-2は, K-4, K-5に比べて, 活動が相対的に新しいと判断されることから, K-2を評価対象断層として選定し, K-4, K-5は活動が相対 的に古いと判断されることから評価対象とせず, K-2に評価を代表させる。

〇一方, K-1, K-3, K-10は切り合い関係から新旧を明確に判断できなかったことから, 次ステップ以降で検討を行うこととする。

Oなお、陸域においては、いずれの断層も現在確認できる露頭や詳細なスケッチがなく、新旧について、明確に判断することはできない。



海岸部露岩域の断層会合部の調査位置図



4.4(1) K-2とK-5の関係



4.4(1) K-2とK-5の関係 一会合部の写真及びスケッチー

OK-2の両側にK-5が分布し, K-2とK-5の会合部においては, 会合部の交差角は高角である。左下に会合部の写真を, 右下に スケッチを示す。



※2:火山礫凝灰岩の特徴は, 補足資料2.2-1

4-15

<観察結果>

〇主せん断面

- ・K-5の主せん断面は、K-2の主せん断面まで連続し、K-2の主せん断面を境に見かけ右に約20cmずれている(次頁左図中i)。
- ・会合部陸側のK-5の主せん断面は、K-2に近づくにつれ、北側に湾曲する(次頁左図中i)。
- ・会合部海側のK-5の主せん断面は、K-2付近で、局所的に北側へ湾曲する※(次頁左図中iii)。
- ・K-2の主せん断面は、K-5の主せん断面を境にずれはなく、全体的にほぼ直線的に分布する(次頁左図中Ⅳ)。

〇破砕部中の礫の配列等の内部構造

- ・会合部陸側のK-5の破砕部は、K-2の破砕部の一部を切断している(次頁右図中—)。また、K-5の破砕部中の礫は、K-2から離れた場所では主せん断面とほぼ平行に配列しているが(次頁右図中 v)、K-2の主せん断面付近で、礫の配列は北側に湾曲する(次頁右図中 vi)。
 ・会合部海側のK-5の破砕部中の礫は、K-2から離れた場所では主せん断面とほぼ平行に配列する(次頁右図中 vii)が、K-2との会合部付近では、礫の配列等の内部構造は不明瞭となる(次頁右図中 viii)。
- ・K-2の破砕部中の礫は、会合部陸側の一部がK-5の破砕部に切断されている部分を除いては、ほぼ主せん断面に平行に配列する。



<会合部の評価>

- OK-5の主せん断面が会合部陸側,海側ともK-2の主せん断面まで連続し,会合部陸側ではK-5の破砕部がK-2の破砕部の一部を切断している状況が確認できることから,K-5がK-2を切断した時期があったと考えられる。
- ○一方, K-5の主せん断面はK-2の主せん断面を境に見かけ右に約20cmずれているが, K-2の主せん断面はずらされずにほぼ直線的に分布し, K-2の破砕部を一部切断している会合部陸側のK-5の破砕部中の礫の配列がK-2の主せん断面付近では北側へ湾曲している。このことを踏 まえ, この会合部の断層の最新活動は, K-2の見かけ右横ずれの動きによりK-5の主せん断面がずらされ, K-5の破砕部中にその痕跡を残し たと判断した。
- Oまた, この見かけの右横ずれの運動方向は, 2.5節で示したK-2の運動方向(条線方向から右横ずれの傾向が見られる(<u>補足資料2.5-1(13))と</u> も整合している。



- ○K-2の主せん断面の活動は、K-5よりも相対的に新しいと判断されることから、K-2を評価対象断層として選定する。一方、K-5は活動が相対 的に古いと判断されることから評価対象とせず、K-2に評価を代表させる。
- ※会合部海側のK-5の主せん断面の局所的な北側への湾曲(K-2の見かけ右横ずれの運動方向とは整合しない)に関する考察
 - ・会合部海側のK-5の主せん断面付近の礫の内部構造は不明瞭で, K-2の影響に伴う北側への湾曲も確認されないことから, K-5の主せん断面の北側への湾曲は, 会合部以外にも 見られる局所的な曲がりと判断した。

第902回審査会合 資料1

P.169 一部修正

【詳細スケッチ】



- ・K-5の主せん断面は、K-2の主せん断面まで連続し、K-2の主せん断面を境に見かけ右に約20cmずれている(左図中i)。 ・会合部陸側のK-5の主せん断面は、K-2に近づくにつれ、北側に湾曲する(左図中ii)。
- ・会合部海側のK-5の主せん断面は, K-2付近で,局所的に北側へ湾曲する(左図中iii)。
- ・K-2の主せん断面は、K-5の主せん断面を境にずれはなく、全体的にほぼ直線的に分布する(左図中 iv)。
- ・会合部陸側のK-5の破砕部は、K-2の破砕部の一部を切断している(右図中—)。また、K-5の破砕部中の礫は、K-2から離れた場所では主せん断面とほぼ平行に配列しているが(右図中 v)、K-2の主せん断面付近で、礫の配列は北側に湾曲する(右図中 vi)。
- ・会合部海側のK-5の破砕部中の礫は, K-2から離れた場所では主せん断面とほぼ平行に配列する(右図中vii)が, K-2との会合部 付近では, 礫の配列等の内部構造は不明瞭となる(右図中vii))。
- ・K-2の破砕部中の礫は、会合部陸側の一部がK-5の破砕部に切断されている部分を除いては、ほぼ主せん断面に平行に配列する。



第902回審査会合 資料1 P.171 再掲

【拡大写真】



K-2とK-5の会合部付近拡大写真

4.4(2) K−2とK−4の関係



4.4(2) K-2とK-4の関係 一会合部の写真及びスケッチー

OK-2の海側にK-4が分布し、K-2とK-4の会合部においては、会合部の交差角は高角である。左下に会合部の写真を、右下に スケッチを示す。



<観察結果>

〇主せん断面

・K-4の主せん断面は、K-2の破砕部を境に認められなくなり、K-2の破砕部との会合部付近(次頁左図中—)で南側に湾曲する(次頁左図中i)。

・会合部陸側には、K-4に対応する断層は認められない※。

・K-2の主せん断面は、全体的にほぼ直線的に分布する(次頁左図中 ii)。

〇破砕部中の礫の配列等の内部構造

・K-4の破砕部中の礫は, K-2から離れた場所では主せん断面とほぼ平行に配列し(次頁左図中 iii), K-2の破砕部付近では, 南側に湾曲 する(次頁左図中 iv)。

・K-2の破砕部は、K-4の破砕部に切断されず、K-2の破砕部中の礫は、ほぼ主せん断面に平行に配列する。

<会合部の評価>

OK-4の主せん断面及び破砕部がK-2の破砕部を切断している状況が確認できないことから, K-4がK-2を切断した時期はない。

○一方, K-4の主せん断面はK-2の破砕部との会合部付近で南側に湾曲するが, K-2の主せん断面はほぼ直線的に分布すること, K-4の破砕部中の礫がK-2の破砕部付近では南側へ湾曲することから, この会合部の断層の最新活動は, K-2の見かけ右横ずれの動きによりK-4の主せん断面が引きずられ, K-4の破砕部中にその痕跡を残したと判断した。



○K-2の主せん断面の活動は、K-4よりも相対的に新しいと判断されることから、K-2を評価対象断層として選定する。一方、K-4は活動が相対的に古いと判断されることから評価対象とせず、K-2に評価を代表させる。

※会合部陸側にK-4に対応する断層がないことに関する考察

・K-4は, K-2の破砕部全体に切断されていることから, K-2が形成されて以降繰り返し切断され, 累積的な変位により, 現在は会合部陸側にK-4に対応する断層が確認できない状況になっている と考えられる。

・一方, K-5は, K-2の破砕部の一部を切断しているが, K-2の主せん断面には切断されている。つまり, K-5はK-2の主せん断面形成時に切断され, 累積的な変位が見られないことから, 会合部 付近にK-5に対応する断層があると判断した。

第902回審査会合 資料1 P.176 一部修正



4-22

4.5 ステップ2 系統区分・断層規模,重要施設との位置関係による検討

第902回審査会合 資料1 4.5 ステップ2 系統区分・断層規模,重要施設との位置関係による検討

[ステップ2(系統区分・断層規模による検討)]

切り合い関係により、新旧を明確に判断できない場合は、系統区分の結果に基づき、同系統に区分される断層のうち、「断層規模が大きい断 層|※を評価対象断層として選定し、同系統で「断層規模が小さい断層」は評価対象とせず、「断層規模が大きい断層」に評価を代表させる。 ※破砕部の幅の最大値または平均値のいずれかが他の断層よりも大きいものを選定する。なお、直接確認できている断層長さが大きいものについても選定する。



- O「4項目のデータに基づく系統区分」により、同系統に区分された断層の中か ら、各系統で断層規模が大きい断層を選定する。
- I ・西・逆系に区分された断層はS-8のみであり、S-8を評価対象断層として 選定する。
- I 東•右系に区分されたS-1, B-3の断層規模を比較すると、S-1が断層長さ、 破砕部の幅のいずれも最も大きいことから、S-1を評価対象断層として選定す る。B-3は評価対象とせず, S-1に評価を代表させる。
- ○Ⅱ・西・逆系に区分されたS-2・S-6, K-14の断層規模を比較すると、断層長さ、 破砕部の幅の最大値はS-2·S-6. 破砕部の幅の平均値はK-14が最も大きい ことから、S-2・S-6、K-14を評価対象断層として選定する。
- ○Ⅱ・西・左系に区分された断層はS-4のみであり、S-4を評価対象断層として 選定する。
- ○Ⅱ・東・逆系に区分されたK-2, K-12, K-13, K-15~K-23, K-25, K-26の断層 規模を比較すると、断層長さ、破砕部の幅の最大値はK-2、破砕部の幅の平 均値はK-18が最も大きいことから、K-18を評価対象断層として選定する(K-2 はステップ1で選定済)。K-12, K-13, K-15~K-17, K-19~K-23, K-25, K-26 は評価対象とせず, K-2, K-18に評価を代表させる。

P.189 再掲

【各系統の断層規模による検討結果】

〇「4項目のデータに基づく系統区分」により、同系統に区分された断層の中から、各系統で断層規模が大きい断層を選定した結果を、以下に示す。

系統区分された断層

		走向	■佰刢		雷	運動方向		断	f層規模		
断層名					建动力问		系統区分		破砕部の幅		
	ー般走 (真北)と	向 :系統	傾斜		固結した破砕部	粘土状破砕部	粘土状破砕部		最大値	平均值	
<u>S-8</u>	N28° W	Ι	58°	SW	正断層	左横ずれ逆断層 (縦ずれ卓越)	I·西·逆系	250m	18cm	11cm	評価対象断層
S-1	N60° W	Ι	80~70°	NE	正断層	右横ずれ逆断層 (横ずれ卓越)	▼.亩.七玄	780m	27cm	14cm	評価対象断層
B-3	N42° W	Ι	82°	NE	正断層	右横ずれ逆断層 (横ずれ卓越)	1. 长. 石光	60m	3cm	3cm	S−1で評価
<u>S-2·S-6</u>	N11°E	Π	60°	NW	正断層	左・右横ずれ逆断層 (縦ずれ卓越)	Π	600m	108cm	29cm	評価対象断層
<u>K-14</u>	N7°E	Π	66°	NW	正断層	左・右横ずれ逆断層 (縦ずれ卓越)		40m以上	72cm	37cm	評価対象断層
<u>S-4</u>	N29°E	Π	66°	NW	正断層	左横ずれ逆断層 (横ずれ卓越)	Ⅱ·西·左系	510m	20cm	7cm	評価対象断層
<u>K-2</u>	N19°E	Π	72°	SE	正断層	右・左横ずれ逆断層 (縦ずれ卓越)		180m以上	94cm	28cm	ステップ1で選定済
<u>K-18</u>	N8°E	Π	78°	SE	正断層	右横ずれ逆断層 (縦ずれ卓越)		40m以上	55cm	51cm	評価対象断層
<u>K–16</u>	N10° W	Π	67°	NE	正断層	右・左横ずれ逆断層 (縦ずれ卓越)		20m以上	51cm	23cm	
<u>K–15</u>	N4°E	Π	68°	SE	正断層	逆断層 (縦ずれ卓越)		30m以上	33cm	14cm	
<u>K–13</u>	N12°E	Π	74°	SE	正断層	左横ずれ逆断層 (縦ずれ卓越)		55m以上 300m以下	27cm	16cm	
<u>K-12</u>	N21° W	Π	72°	NE	正断層	右横ずれ逆断層 (縦ずれ卓越)		50m以上 310m以下	21cm	13cm	
<u>K-25</u>	N1°W	Π	65°	NE	正断層	逆断層 (縦ずれ卓越)	∏.亩.峃玄	25m以上	20cm	12cm	
<u>K-21</u>	N4°E	Π	66°	SE	正断層	右横ずれ逆断層 (縦ずれ卓越)		不明	19cm	11cm	K-2 K-19で評価
<u>K–17</u>	N18° E	Π	78°	SE	正断層	右横ずれ逆断層 (縦ずれ卓越)		不明	17cm	12cm	
<u>K-23</u>	N10°E	Π	65°	SE	正断層	右・左横ずれ逆断層 (縦ずれ卓越)		20m以上	17cm	8cm	
K-19	N12° W	Π	65°	NE	正断層	右横ずれ逆断層 (縦ずれ卓越)		不明	11cm	8cm	
<u>K-22</u>	N9°W	Π	73°	NE	正断層	右横ずれ逆断層 (縦ずれ卓越)		40m以上	11cm	7cm	
<u>K-26</u>	N14°E	Π	68°	SE	正断層	左横ずれ逆断層 (縦ずれ卓越)		35m以上	10cm	9cm	
<u>K-20</u>	N15° E	Π	63°	SE	正断層	左横ずれ逆断層 (縦ずれ卓越)		不明	6cm	5cm	

断層名に下線を付しているものは、重要施設の直下にある断層

*1:露頭もしくはボーリングにより破砕部が認められないことを確認した地点までの長さ。端部が確認できなかったものをOm以上と記載。海岸部において、延長部が海中等となる箇所は、 断層を直接確認した長さ及び延長の露岩域等で断層が確認されなかった地点までの長さをそれぞれ算定し、Om以上Om以下という記載とした。

4.5 ステップ2 系統区分・断層規模,重要施設との位置関係による検討

第902回審査会合 資料1 P.191 再掲

〔ステップ2(重要施設との位置関係による検討)〕
系統区分されない断層のうち,重要施設の直下にある断層は、断層規模に関わらず、変位・変形の有無を確認することとし、すべて評価対象断層として選定する。
〇系統区分されない断層のうち,ステップ1で評価した断層を除く下表の12断層について、重要施設の直下にある断層は、断層規模に関わらず、変位・変形の有無を確認することとし、すべて評価対象断層として選定する。
〇系統区分されない断層のうち、ステップ1で評価した断層を除く下表の12断層について、重要施設の直下にある断層として選定する。
〇系統区分されない断層のうち、ステップ1で評価した断層を除く下表の12断層について、重要施設の直下にある断層として選定する。

○系統区分されず,重要施設の直下にない10断層(S-9, K-1, K-3, K-6~K-11, K-24)については、ステップ3で検討を行う。

(× 断層延長部の露岩域で断層が 認められないことを確認したもの)				
断層端部を確認していないもの	L'ANDA	· /		
坑 S - 〇 B - 〇 (陸域 EL-4.7m)				
K-〇 (海岸部 EL Om)		系統区	分されない断層	
矢印(◀)の向きは断層の傾斜方向を示す (B−1の傾斜はほぼ90°)		SIS .	走向	傾斜
		断層名	一般走向(真北)と系統	傾斜
		- <u>S-7</u>	N41°W I	60° SW
		К-24	N58°W I	89° NE
		К-1	N4°E II	58°SE
		К-3	N16°E II	70° SE
		<u>S-5</u>	N4°E II	70° SE
		К-6	N2°W II	60° NE
		К-7	N8° W II	88° NE
		К-8	N15° W II	80° NE
K-12		K-9	N10° E II	88° SE
K-13 / K-13	Print.	К-10	N16° W II	62° NE
K-3 × K-9 ×	THE STOR	₩ K-11	N14°E II	70° NW
2 K-14 K-6	& ACRA !!	S-9	N35° E II	50° NW
K-15	· · · ·	断層名に	下線を付しているもの	のは,重要施設

重要施設との位置関係による検討結果

	走向・	·傾斜	運動方向			手再歩訊しの	
断層名	一般走向(真北)と系統	傾斜	固結した破砕部	粘土状破砕部*	系統区分	重要施設との 位置関係	検討結果
<u>S-7</u>	N41°W I	60° SW	不明	右横ずれ逆断層 (縦ずれ卓越)	不明	直下にある	評価対象断層
K-24	N58°W I	89° NE	不明	_	不明	直下にない	
K-1	N4°E II	58°SE	正断層	_	不明	直下にない	ステップ3で検討
K−3	N16°E II	70° SE	正断層	_	不明	直下にない	
<u>S-5</u>	N4°E II	70° SE	不明	左横ずれ正断層 (縦ずれ卓越)	不明	直下にある	評価対象断層
K-6	N2°W II	60° NE	不明	_	不明	直下にない	
K-7	N8°W II	88° NE	不明	_	不明	直下にない	
K-8	N15°W II	80° NE	不明	_	不明	直下にない	
K-9	N10°E II	88° SE	不明	_	不明	直下にない	ステップ3で検討
K-10	N16°W I	62° NE	不明	_	不明	直下にない	
K-11	N14°E II	70° NW	不明	_	不明	直下にない	
S-9	N35°EII	50° NW	不明	不明	不明	直下にない	

断層名に下線を付しているものは、重要施設の直下にある断層 *: - は存在しないもの

K-18,K-19,K-22,K-25,K-26 については地表付近まで連続しな

いため平面図には記載していない

K-16

K-23 K-20

(破線はさらに延長する可能性のある箇所

0

0

Ŷ**ĿŶ**ŢŶ**ŢŶŢŶŢŶŢŶŢŶŢŶŢŶ**ŢŶ

赤色:評価対象断層

検討済の断層

K-21

K-17

鉛直ボーリング孔 水平ボーリング孔

斜めボーリング孔

表土はぎ 試掘坑・試験坑・斜

岩盤調査坑 基礎掘削面

4.6 ステップ3 隣接する断層との関係からの個別検討

概要		••••	4–28
(1)	S-9とS-1, S-2・S-6の関係	• • • • •	4–30
(2)	K−1とK−2の関係	• • • • •	4-31
(3)	K-6, K-7, K-8, K-9, K-10とK-2, K-3の関係	• • • • •	4–32
(4)	K−11とK−3の関係	• • • • •	4–33
(5)	K−24とK−12の関係	• • • • •	4–34

4.6 ステップ3 隣接する断層との関係からの個別検討-概要-

〔ステップ3〕

系統区分されない,かつ,重要施設の直下にない断層については,それぞれの断層について隣接する断層との 関係から個別に検討し,評価対象断層か評価対象としないかを判断する。



位置図

○系統区分されない,かつ,重要施設の直下にないS-9, K-1, K-3, K-6, K-7, K-8, K-9, K-10, K-11, K-24について,それぞれ隣接する断層との関係から個別に検討を行った結果を,以下に示す。

■個別に検討を行った断層

紫字:第1073回審査会合以降の変更箇所

此因々	一般走向	九五 스키	断層規模			
	(真北)	1頃計	断層長さ*1	破砕部の幅*2		快討結朱
S-9	N35°E	50° NW	85m	10cm (19cm)	隣接するS-1, S-2・S-6に囲まれて分布する断層であり、かつ, S-1, S-2・S-6に 比べて断層規模も小さい(P.4-30, <u>補足資料4.6-1</u> (1))。	S-1, S-2・S-6で 評価
K-1	N4°E	58° SE	205m	10cm (19cm)	隣接するK-2を越えて連続しない断層であり、かつ、K-2に比べて破砕部の幅も 小さい(P.4-31, <u>補足資料4.6-1</u> (2))。	K−2で評価
К-3	N16°E	70°SE	200m以上	12cm (20cm)	雁行して分布するK-6~K-10からなる断層群をK-2とともに挟んで分布しており、 かつ、これらの断層群に比べて断層規模が大きい(P.4-32、 捕足資料4.6-1 (3))。	評価対象断層
K-6	N2°W	60° NE	25m以上 130m以下	7cm (9cm)		
K-7	N8°W	88° NE	20m以上 55m以下	8cm (11cm)		
K-8	N15°W	80° NE	35m以上 70m以下	11cm (21cm)	雁行して分布するK-2, K-3の間に挟まれた断層群であり, かつ, K-2, K-3に比 べて断層規模も小さい(P.4-32, 補足資料4.6-1 (3))。	K−2, K−3で評価
K-9	N10°E	88° SE	40m以上 120m以下	7cm (12cm)		
K-10	N16°W	62°NE	60m	9cm (10cm)		
K-11	N14°E	70° NW	60m	9cm (9cm)	K-3に隣接して分布する同走向の断層であり、かつ、K-3に比べて断層規模も小さい(P.4-33)。	K−3で評価
K-24	N58° W	89° NE	105m以下	10cm (11cm)	隣接するK-12を越えて連続しない断層であり,かつ,K-12に比べて破砕部の幅 も小さい(P.4-34, 補足資料4.6-1 (4))。なお,K-12は,ステップ2において,同系 統に区分され,断層規模が大きいK-2とK-18に評価を代表させている。	K−2, K−18で評価

■個別検討を行う断層に隣接する断層(個別検討を行った断層を除く)

熊 岡 夕	一般走向	小百수의	断層規模		
断眉石	(真北)		断層長さ*1	破砕部の幅*2	
S-1	N60° W	80~70° NE	780m	14cm (27cm)	
S-2∙S-6	N11°E	60°NW	600m	29cm (108cm)	
K-2	N19°E	72°SE	180m以上	28cm (94cm)	
K-18	N8°E	78° SE	40m以上	51cm (55cm)	

*1:露頭もしくはボーリングにより破砕部が認められないことを確認した地点までの長さ。端部が確認できなかったものをOm以上と記載。海岸部において、延長部が海中等となる箇所は、断層を直接確認した長さ及び延長の露岩域等で断層が確認されなかった地点までの長さをそれぞれ算定し、Om以上Om以下という記載とした。

*2:すべての破砕部の平均値(下段括弧内は最大値)

4.6(1) S-9とS-1, S-2·S-6の関係

OS-9は, S-1, S-2・S-6に比べて, 断層規模(断層長さ, 破砕部の幅)が小さい(左下図)。

OS-9は、水平方向にS-1を越えて連続せず(右下図i, <u>補足資料4.6-1</u>(1)P.4.6-1-5), さらにS-2・S-6も越えて連続しない(右下図i, <u>補足資料4.6-1</u>(1)P.4.6-1-16)。 OS-9は、深度方向にS-1を越えて連続せず(右下図ii, <u>補足資料4.6-1</u>(1)P.4.6-1-6), さらにS-2・S-6も越えて連続しない(右下図iv, <u>補足資料4.6-1</u>(1)P.4.6-1-17)。 O以上のことを踏まえると、S-9は、隣接するS-1、S-2・S-6に囲まれて分布する断層であり、かつ、S-1、S-2・S-6に比べて断層規模も小さいことから、評価対象断層として 選定されているS-1、S-2・S-6に評価を代表させ、評価対象としない。



4.6(2) K−1とK−2の関係

第902回審査会合 資料1 P.196 一部修正

OK-1は, K-2に比べて, 破砕部の幅が小さい(左下表)。

OK-1は、水平方向にK-2を越えて連続しない(下図i, 補足資料4.6-1(2)P.4.6-1-22)。

OK-1は、深度方向にK-2を越えて連続しない(下図 ii, 補足資料4.6-1(2) P.4.6-1-23)。

○以上のことを踏まえると、K-1は、隣接するK-2を越えて連続しない断層であり、かつ、K-2に比べて破砕部の幅も小さいことから評価対象とせず、評価対象断層として選定されているK-2に評価を代表させる。



海岸部露岩域の断層の分布図



此民友	断層規模		
断唐石	断層長さ*1	破砕部の幅*2	
K-1	205m	10cm (19cm)	
K-2	180m以上	28cm (94cm)	

*1:露頭もしくはボーリングにより破砕部が認められないことを確認した地点までの長さ。 端部が確認できなかったものをOm以上と記載。 *2:すべての破砕部の平均値(下段括弧内は最大値)

4.6(3) K-6, K-7, K-8, K-9, K-10とK-2, K-3の関係

第902回審査会合 資料1 P.201 一部修正

○雁行して分布するK-2, K-3の間のK-6, K-7, K-8, K-9, K-10は, いずれも走向・傾斜が類似する断層で, いずれもその北方及び南方延長に おいて、断層が連続しないことを確認している(下図及び補足資料4.6-1(3)P.4.6.1-27~31)。

Oなお、これらの断層は、K-2、K-3に比べて破砕部の幅が小さい(左下表)。

〇以上のことを踏まえると、走向・傾斜が類似するK-6、K-7、K-8、K-9、K-10は、雁行して分布するK-2、K-3の間に挟まれた断層群であり、か つ, K-2, K-3に比べて断層規模も小さい。よって, K-3を評価対象断層として選定し, K-6, K-7, K-8, K-9, K-10は評価対象とせず, 評価対 象断層として選定したK-2, K-3に評価を代表させる。



紫字:第1073回審査会合以降の変更箇所

		4 7 A.I	断層規模		
断層名	一般定问 (真北) 	() () () () (海岸部露頭)	断層長さ*1	破砕部の幅*2	
K-2	N19°E	72°SE	180m以上	28cm (94cm)	
K-3	N16°E	70° SE	200m以上	12cm (20cm)	
K-6	N2°W	60° NE	25m以上 1 30m以下	7cm (9cm)	
K-7	N8°W	88° NE	20m以上 55m以下	8cm (11cm)	
K-8	N15° W	80° NE	35m以上 70m以下	11cm (21cm)	
К-9	N10° E	88° SE	40m以上 120m以下	7cm (12cm)	
K-10	N16° W	62°NE	60m	9cm (10cm)	

*1:露頭もしくはボーリングにより破砕部が認められないことを確認した地点までの長さ。端部が確認できなかったものをOm以上と記載。延長部が海中等とな る箇所は、断層を直接確認した長さ及び延長の露岩域等で断層が確認されなかった地点までの長さをそれぞれ算定し、Om以上Om以下という記載とした。



矢印(↓)の向きは断層の傾斜方向を示す

4.6(4) K-11とK-3の関係

第902回審査会合 資料1 P.208 一部修正

50

矢印(亻)の向きは断層の傾斜方向を示す

100m

OK-11は, K-3と隣接して並走する断層で,北方,南方の露岩域において,断層が連続しないことを確認している(下図)。

Oなお, K-11は, K-3に比べて破砕部の幅が小さい(下左表)。

OK-11は, K-3に隣接して分布する同走向の断層であり,かつ,K-3に比べて断層規模も小さいことから評価対象とせず,評価対象断層として 選定されているK-3に評価を代表させる。

紫字:第1073回審査会合以降の変更箇所



*1:露頭もしくはボーリングにより破砕部が認められないことを確認した地点までの長さ。端部が確認できなかったものを Om以上と記載。

海岸部露岩域の断層の分布図

*2:すべての破砕部の平均値(下段括弧内は最大値)



写真②
4.6(5) K-24とK-12の関係

第902回審査会合 資料1 P.210 一部修正

OK-24は、K-12に比べて、破砕部の幅が小さい(左下表)。

OK-24は、水平方向にK-12を越えて連続しない(下図 i, 補足資料4.6-1(4) P.4.6-1-34)。

OK-12は、ステップ2において、同系統に区分され、断層規模が大きいK-2とK-18に評価を代表させている(右下表)。

O以上のことを踏まえると、K-24は、隣接するK-12を越えて連続しない断層であり、かつ、K-12に比べて破砕部の幅も小さいことから評価対象 とせず、評価対象断層として選定されているK-2とK-18(K-12と同系統)に評価を代表させる。



矢印(🕻)の向きは断層の傾斜方向を示す

調査位置図

ステップ2の検討	結果

ſ	断層名	ま向	■ 化百全门	雷	海動士向			ī層規模			
		た内			到刀円	系統区分		破砕音	『の幅	給 討結里	
		一般走向(真北)と系統	傾斜	固結した破砕部	粘土状破砕部		断層長さ*1	最大値	平均值		
	<u>K─2</u> N19°E II 72° SE 正断層		正断層	右・左横ずれ逆断層 (縦ずれ卓越)		180m以上	94cm	28cm	評価対象断層		
	<u>K-18</u>	N8°E II	78° SE	正断層	右横ずれ逆断層 (縦ずれ卓越)	Ⅱ·東·逆系	40m以上	55cm	51cm	評価対象断層	
長さ。 i中等と	<u>K−12</u> N21° W II 72°		72° NE	正断層	右横ずれ逆断層 (縦ずれ卓越)		50m以上 310m以下	21cm	13cm	K−2, K−18で評価	
なかっ											

此因 夕	断層	觱規模
断唐石	断層長さ*1	破砕部の幅*2
K-24	105m以下	10cm (11cm)
K-12	50m以上 310m以下	13cm (21cm)

*1:露頭もしくはボーリングにより破砕部が認められないことを確認した地点までの長さ。 端部が確認できなかったものをOm以上と記載。海岸部において、延長部が海中等と なる箇所は、断層を直接確認した長さ及び延長の露岩域等で断層が確認されなかっ た地点までの長さをそれぞれ算定し、Om以上Om以下という記載とした。*2:すべての破砕部の平均値(下段括弧内は最大値)

4.7 評価対象断層の選定 まとめ

4.7 評価対象断層の選定 まとめ

- ■評価対象断層の選定手順(P.4-3)に基づき,隣接する断層に並走する小規模な断層の検討 及び4項目(「走向」,「傾斜」,「運動方向(固結した破砕部)」,「運動方向(粘土状破砕部)」) のデータに基づく系統区分を行った上で,「ステップ1 切り合い関係による新旧検討」,「ス テップ2 系統区分・断層規模,重要施設との位置関係による検討」及び「ステップ3 隣接する 断層との関係からの個別検討」の3つの検討を実施し,評価対象断層10本(<u>S-1, S-2・S-6,</u> <u>S-4, S-5, S-7, S-8, K-2, K-3, K-14, K-18</u>)を選定した。
- > 〔隣接する断層に並走する小規模な断層の検討〕
 - •B-1及びB-2については,隣接するS-1及びS-2•S-6に並走する小規模な断層であり,水平方向・深 度方向の分布の関係,断層形成過程に関する知見に照らした検討により,B-1はS-1の一部,B-2 はS-2•S-6の一部と判断。
- > 〔4項目のデータに基づく系統区分〕

・「走向」,「傾斜」,「運動方向(固結した破砕部)」,「運動方向(粘土状破砕部)」の4項目のデータに 基づく系統区分を行った結果,走向がI系,傾斜が高角の西傾斜で,運動方向(粘土状破砕部)が 左横ずれ逆断層(縦ずれ卓越)のI・西・逆系(S-8),傾斜が高角の東傾斜で,運動方向(粘土状破 砕部)が右横ずれ逆断層(横ずれ卓越)のI・東・右系(S-1, B-3),左横ずれ正断層(縦ずれ卓越) のI・東・正系(K-4),走向がII系,傾斜が高角の西傾斜で,運動方向(粘土状破砕部)が左・右横 ずれ逆断層(縦ずれ卓越)のI・西・逆系(S-2・S-6,K-14),左横ずれ逆断層(横ずれ卓越)のI・ 西・左系(S-4),傾斜が高角の東傾斜で,運動方向(粘土状破砕部)が右・左横ずれ逆断層(縦ずれ 卓越)のII・東・逆系(K-2,K-12,K-13,K-15~K-23,K-25,K-26)の6系統が確認された。

▶ 〔ステップ1 切り合い関係による新旧検討〕

・会合部の詳細地質観察に基づいた「切り合い関係による新旧検討」の結果,海岸部のK-2は,K-4,K-5より相対的に活動が新しいことから,「評価対象断層」として選定。相対的に活動が古いK-4,K-5は評価対象とせず,K-2に評価を代表させる。なお、陸域については、いずれの断層も現在確認できる露頭や詳細なスケッチがなく、新旧を明確に判断することはできない。

> 〔ステップ2 系統区分・断層規模, 重要施設との位置関係による検討〕

 ・切り合い関係により新旧を明確に判断できない断層については、系統区分の結果に基づき、同系統 に区分された断層のうち、断層規模(断層長さ、破砕部の幅)が大きい<u>I・西・逆系でS-8、I・東・右 系でS-1、Ⅱ・西・逆系でS-2・S-6とK-14、Ⅱ・西・左系でS-4、Ⅱ・東・逆系でK-18を「評価対象断層」</u> として選定。同系統内で断層規模の小さいB-3、K-12、K-13、K-15~K-17、K-19~K-23、K-25、K-26は評価対象とせず、断層規模の大きい断層に評価を代表させる。

・さらに、系統区分されない断層のうち、重要施設の直下にある<u>S-5、S-7を「評価対象断層」として選</u>
 <u>定</u>。

> 〔ステップ3 隣接する断層との関係からの個別検討〕

系統区分されない、かつ、重要施設の直下にない断層であるS-9は、隣接するS-1、S-2・S-6に囲まれて分布し、さらにS-1、S-2・S-6に比べ断層規模も小さいことから評価対象とせず、〔ステップ2〕において評価対象断層として選定されているS-1、S-2・S-6に評価を代表させる。

系統区分されない、かつ、重要施設の直下にない断層であるK-1は隣接するK-2を越えて連続せず、
 K-2に比べ破砕部の幅も小さいことから、評価対象とせず、〔ステップ1〕において評価対象断層として選定されているK-2に評価を代表させる。

系統区分されない、かつ、重要施設の直下にない断層であるK-3、K-6、K-7、K-8、K-9、K-10、K-11のうち、K-6~K-11は雁行して分布するK-2、K-3の間に挟まれて分布、あるいは、隣接して分布し、さらにK-2、K-3に比べ断層規模も小さい。このことから、K-3を「評価対象断層」として選定し、K-6~K-11は評価対象とせず、K-3と[ステップ1]において評価対象断層として選定されているK-2に評価を代表させる。

系統区分されない、かつ、重要施設の直下にない断層であるK-24は隣接するK-12を越えて連続せず、K-12に比べて破砕部の幅も小さいことから、評価対象とせず、〔ステップ1〕〔ステップ2〕において評価対象断層として選定されているK-2とK-18(K-12と同系統)に評価を代表させる。



【一覧表(1/2)】

						ᆕᆓᆝᆓᆂᆂᄻᆕᇗᄢᄽᆝ	田今留山		
断層名						評価対象町	曽の 選正		
断層名に下線を 付しているものは,	一般走向と系統 (真北)	傾斜	断層 長さ*1	破砕部 の幅* ²	[【ステップ1] 切り合い関係	〔ステップ2	2]	〔ステップ3〕 隣接する断層との	検討結果
重要施設の直下 にある断層	(定问糸航) I:NW-SE系 Ⅱ:N-S~NE-SW系				による新旧検討	系統区分・断層規模 による検討	重要施設との位置関 係による検討	関係からの個別検討	
<u>K-2</u>	N19°E II	72° SE	180m以上	28cm (94cm)	K-4とK-5の主せん断面と内部構造に影響 を与えていることから、相対的に 新しいこと が明確				評価対象断層
<u>K-4</u>	N56°WI	85° NE	45m以上	13cm (26cm)	主せん断面,内部構造がK-2の影響を受けていることから,相対的に古いことが明確				
<u>K-5</u>	N63° W I	64°NE	75m以上	11cm (18cm)	主せん断面,内部構造がK-2の影響を受け ていることから,相対的に古いことが明確				К−2 С計1回
<u>S-8</u>	N28° W I	58° SW	250m	11cm (18cm)		I・西・逆系			評価対象断層
S-1	N60° W I	80~70° NE	780m	14cm (27cm)		Ⅰ・東・右系で断層長さ,			誕価対参新層
(B-1)* ³	N49°W I	86° NE	100m	6cm (10cm)		破砕部の幅最大			
B-3	N42°W I	82° NE	60m	3cm (3cm)		I·東·右系			S−1で評価
<u>S-2•S-6</u>	N11°E II	60° NW	600m	29cm (108cm)		Ⅱ・西・逆系で断層長さ,			장녀님송ᄣ뮫
<u>(B-2)</u> * ³	N12°E II	60° NW	50m	6cm (10cm)		破砕部の最大幅最大			許個对象町層
<u>K-14</u>	N7°E II	66° NW	40m以上	37cm (72cm)		Ⅱ・西・逆系で 破砕部の平均幅最大			評価対象断層
<u>S-4</u>	N29°E II	66° NW	510m	7cm (20cm)		Ⅱ・西・左系			評価対象断層
<u>K-18</u>	N8°E Ⅱ	78° SE	40m以上	51cm (55cm)		Ⅱ・東・逆系で 破砕部の平均幅最大			評価対象断層
<u>K-12</u>	N21°W II	72° NE	50m以上 310m以下	13cm (21cm)					
<u>K-13</u>	N12°E II	74°SE	55m以上 300m以下	16cm (27cm)					
<u>K-15</u>	N4°E II	68°SE	30m以上	14cm (33cm)					
<u>K-16</u>	N10° W II	67°NE	20m以上	23cm (51cm)		Ⅱ·東·逆系			K−2, K−18で評価
<u>K-17</u>	N18°E II	78° SE	不明	12cm (17cm)					
K-19	N12°W Ⅱ	65° NE	不明	8cm (11cm)					
<u>K-20</u>	N15°E Ⅱ	63°SE	不明	5cm (6cm)			V	/	

*1:露頭もしくはボーリングにより破砕部が認められないことを確認した地点までの長さ。端部が確認できなかったものをOm以上と記載。 延長部が海中等となる箇所は、断層を直接確認した長さ及び延長の露岩域等で断層が確認されなかった地点までの長さをそれぞれ算定し、Om以上Om以下という記載とした。

*2:すべての破砕部の平均値(下段括弧内は最大値)

*3:B-1及びB-2については、隣接するS-1及びS-2・S-6に並走する小規模な断層であり、水平方向・深度方向の分布の関係、断層形成過程に関する知見に照らした検討により、B-1はS-1の一部、B-2はS-2・S-6の一部と判断。

第902回審査会合 資料1 P.216 一部修正

【一覧表(2/2)】

紫字:第1073回審査会合以降の変更箇所

断層名					評価対象断層の選定						
断層名に下線を	一般走向と系統	傾斜	断層長さ*1	破砕部	〔ステップ1〕	〔ステッ	プ2〕	〔ステップ3〕			
付しているものは, 重要施設の直下 にある断層	(具 北) (走向系統) I ∶NW−SE系 II ∶N−S~NE−SW系			の増	切り合い関係 による新旧検討	系統区分・断層規模による検討	重要施設との位置関係 による検討	隣接する断層との 関係からの個別検討	検討結果		
<u>K-21</u>	N4°E II	66° SE	不明	11cm (19cm)							
<u>K-22</u>	N9°W II	73° NE	40m以上	7cm (11cm)							
<u>K-23</u>	N10°E II	65° SE	20m以上	8cm (17cm)		Ⅱ·東·逆系			К−2, К−18で評価		
<u>K-25</u>	N1°W II	65° NE	25m以上	12cm (20cm)							
<u>K-26</u>	N14°E II	68° SE	35m以上	9cm (10cm)							
<u>S-5</u>	N4°E II	70°SE	70m	3cm (7cm)		/	直下にある		評価対象断層		
<u>S-7</u>	N41°W I	60° SW	190m	10cm (25cm)			直下にある		評価対象断層		
K-3	N16°E II	70° SE	200m以上	12cm (20cm)			直下にない	雁行して分布するK-6~K-10からなる断層群をK- 2とともに挟んで分布しており、かつ、これらの断層 群に比べて断層規模が大きいことから、評価対象 断層として選定	評価対象断層		
S-9	N35°E II	50° NW	85m	10cm (19cm)			直下にない	隣接するS-1, S-2・S-6に囲まれて分布する断層 であり, かつ, S-1, S-2・S-6に比べて断層規模も 小さいことから, 評価対象断層として選定されてい るS-1, S-2・S-6に評価を代表	S−1, S−2・S−6で評価		
K-1	N4°E II	58° SE	205m	10cm (19cm)			直下にない	隣接するK-2を越えて連続しない断層であり, かつ, K-2に比べて破砕部の幅も小さいことから, 評価対 象断層として選定されているK-2に評価を代表	K−2で評価		
K-6	N2°W II	60°NE	25m以上 130m以下	7cm (9cm)			直下にない				
K-7	N8° W II	88° NE	20m以上 55m以下	8cm (11cm)			直下にない	₭−6, ₭−7, ₭−8, ₭−9, ₭−10は, いずれも雁行して分			
K-8	N15°W II	80° NE	35m以上 70m以下	11cm (21cm)			直下にない	布するK-2, K-3の間に挟まれた断層群であり, か つ, K-2, K-3に比べて断層規模も小さいことから, 評価対象断層と て運完されているK-2 K-3に評	K−2, K−3で評価		
K-9	N10°E Ⅱ	88° SE	40m以上 120m以下	7cm (12cm)			直下にない	価を代表			
K-10	N16°W II	62° NE	60m	9cm (10cm)			直下にない				
K-11	N14°E II	70° NW	60m	9cm (9cm)			直下にない	K-3に隣接して分布する同走向の断層であり、か つ、K-3に比べて断層規模も小さいことから、評価 対象断層として選定されているK-3に評価を代表	K−3で評価		
K−24	N58° W I	89° NE	105m以下	10cm (11cm)			直下にない	隣接するK-12を越えて連続しない断層であり、か つ、K-12に比べて断層規模も小さいことから、評価 対象断層として選定されているK-2とK-18(K-12と 同系統)に評価を代表	K−2, K−18で評価		

*1:露頭もしくはボーリングにより破砕部が認められないことを確認した地点までの長さ。端部が確認できなかったものをOm以上と記載。

延長部が海中等となる箇所は、断層を直接確認した長さ及び延長の露岩域等で断層が確認されなかった地点までの長さをそれぞれ算定し、Om以上Om以下という記載とした。 *2:すべての破砕部の平均値(下段括弧内は最大値) 【位置図】



・S-1, S-2・S-6, S-4, S-5, S-7, S-8, K-2, K-3, K-14, K-18(10本)を評価対象断層として選定する。

紫字:第1073回審査会合以降の変更箇所

【断層一覧表】

															- :存在しないもの
						性	状				運動方向				
断層名	一般走向と系統	临台	長辺のナ	破砕き	部の幅	粘土状破	碎部の幅	正式ないの人物	地功却の統備組成	田结1+-地功却	왕년 수 나는 Teb Tab 쇼 핑	条線	重要施設との 位置関係	系統区分	検討結果
	(真北)	1頃赤ት	町増長さ	平均值	最大値	平均值	最大値	「「「「「」」の「「」」では、「」」の「「」」では、「」」」では、「」」。」」では、「」」、」」、「」」では、「」」、」」、」、」、」、」、」、」、」、」、」、」、」、」、」、、」、、」、	破砕部の鉱物組成	回結し/こ破砕部	枯工状破碎部	方向			
S-1	N60°W I	80~70° NE	780m	14cm	27cm	1 cm	6cm	固結した破砕部(粘土状破砕部を介在)	Crs,Pl,Mi,Sm,Hem,Mgh	正断層	右横ずれ逆断層	横ずれ	直下にない	Ⅰ·東·右系	評価対象断層
S-2•S-6	N11°E Ⅱ	60° NW	600m	29cm	108cm	3cm	17cm	固結した破砕部(粘土状破砕部を介在)	Crs,Trd,PI,Px,Sm,Hem	見かけ右横ずれ 正断層	左横ずれ逆断層 右横ずれ逆断層	縦ずれ	直下にある	Ⅱ·西·逆系	評価対象断層
S-4	N29° E II	66° NW	510m	7cm	20cm	2cm	10cm	固結した破砕部(粘土状破砕部を介在)	Crs,PI,Sm,Hy,Hem	正断層	左横ずれ逆断層	横ずれ	直下にある	Ⅱ·西·左系	評価対象断層
S-5	N4°E II	70° SE	70m	3cm	7cm	2cm	3cm	固結した破砕部(粘土状破砕部を介在)	Crs,PI,Px,Sm,Hem	不明	左横ずれ正断層	縦ずれ	直下にある	不明	評価対象断層
S-7	N41°W I	60° SW	190m	10cm	25cm	2cm	5cm	固結した破砕部(粘土状破砕部を介在)	Crs,Trd,Pl,Px,Hbl,Sm,Cpt,Hem	不明	右横ずれ逆断層	縦ずれ	直下にある	不明	評価対象断層
S-8	N28° W I	58° SW	250m	11cm	18cm	1 cm	2cm	固結した破砕部(粘土状破砕部を介在)	Crs,Trd,Pl,Px,Sm,Hem,Py	正断層	左横ずれ逆断層	縦ずれ	直下にある	I·西·逆系	評価対象断層
S-9	N35°E Ⅱ	50° NW	85m	10cm	19cm	フィルム状	フィルム状	固結した破砕部(粘土状破砕部を介在)	Crs,PI,Px,Sm,Hem	不明	不明	横ずれ	直下にない	不明	S-1, S-2・S-6で評価
B-1	N49° W I	86° NE	100m	6cm	1 Ocm	0.3cm	0.5cm	固結した破砕部(粘土状破砕部を介在)	Crs,Pl,Sm,Hem	不明	不明	横ずれ	直下にない	不明	S-1の一部と評価
B-2	N12°E II	60° NW	50m	6cm	10cm	3cm	3cm	固結した破砕部(粘土状破砕部を介在)	Pl,Sm,Hem	不明	左横ずれ逆断層	横ずれ	直下にある	不明	S-2・S-6の一部と評価
B-3	N42°W I	82° NE	60m	3cm	3cm	2cm	2cm	固結した破砕部(粘土状破砕部を介在)	Crs,Trd,Pl,Sm,Hem	正断層	右横ずれ逆断層	横ずれ	直下にない	Ⅰ·東·右系	S-1で評価
K-1	N4°E II	58° SE	205m	10cm	19cm	-	_	固結した破砕部	PI,Px,Sm	正断層	_	-	直下にない	不明	K−2で評価
K-2	N19°E Ⅱ	72°SE	180m以上	28cm	94cm	2cm	4cm	固結した破砕部(粘土状破砕部を介在)	Qtz,Crs,Trd,Pl,Px,Sm, Sep,Hem,Php	見かけ右横ずれ 正断層	右横ずれ逆断層 左横ずれ逆断層	縦ずれ	直下にある	Ⅱ·東·逆系	評価対象断層
K-3	N16° E II	70° SE	200m以上	12cm	20cm	-	_	固結した破砕部	Crs,Pl,Px,Sm,Hem	見かけ右横ずれ 正断層	-	-	直下にない	不明	評価対象断層
K-4	N56°W I	85° NE	45m以上	13cm	26cm	4cm	4cm	固結した破砕部(粘土状破砕部を介在)	Crs,Trd,PI,Px,Sm,Hem	正断層	左横ずれ正断層	縦ずれ	直下にある	Ⅰ・東・正系	K−2で評価
K-5	N63° W I	64°NE	75m以上	11cm	18cm	0.6cm	0.7cm	固結した破砕部(粘土状破砕部を介在)	Crs,PI,Sm	正断層	不明	横ずれ	直下にある	不明	K−2で評価
K-6	N2°W II	60° NE	25m以上 130m以下	7cm	9cm	_	-	固結した破砕部	PI,Sm,Hem	不明	-	-	直下にない	不明	K−2, K−3で評価
K-7	N8° W II	88° NE	20m以上 55m以下	8cm	11cm	_	-	固結した破砕部	PI,Px,Sm	不明	-	_	直下にない	不明	K−2, K−3で評価
K-8	N15° W II	80° NE	35m以上 70m以下	11cm	21cm	_	_	固結した破砕部	PI,Px,Sm	不明	-	_	直下にない	不明	K−2, K−3で評価
K-9	N10° E II	88° SE	40m以上 120m以下	7cm	12cm	-	_	固結した破砕部	PI,Px,Sm	不明	-	_	直下にない	不明	K−2, K−3で評価
K-10	N16° W II	62° NE	60m	9cm	1 Ocm	-	-	固結した破砕部	Crs,PI,Px,Sm,Hem	不明	-	-	直下にない	不明	K−2, K−3で評価
K-11	N14°E Ⅱ	70° NW	60m	9cm	9cm	-	-	固結した破砕部	PI,Px,Sm,Hem	不明	-	-	直下にない	不明	K−3で評価
K-12	N21°W II	72° NE	50m以上 310m以下	13cm	21cm	1 cm	2cm	固結した破砕部(粘土状破砕部を介在)	Crs,Pl,Sm	正断層	右横ずれ逆断層	縦ずれ	直下にある	Ⅱ·東·逆系	K−2, K−18で評価
K-13	N12° E Ⅱ	74°SE	55m以上 300m以下	16cm	27cm	2cm	2cm	固結した破砕部(粘土状破砕部を介在)	Pl,Sm,Hem,Px	正断層	左横ずれ逆断層	縦ずれ	直下にある	Ⅱ·東·逆系	K−2, K−18で評価
K-14	N7°E II	66° NW	40m以上	37cm	72cm	2cm	3cm	固結した破砕部(粘土状破砕部を介在)	Crs,Pl,Sm,Hem,Php	正断層	左横ずれ逆断層 右横ずれ逆断層	縦ずれ	直下にある	Ⅱ·西·逆系	評価対象断層
K-15	N4° E II	68° SE	30m以上	14cm	33cm	0.4cm	0.7cm	固結した破砕部(粘土状破砕部を介在)	Crs,Pl,Sm,Hem	正断層	逆断層	縦ずれ	直下にある	Ⅱ·東·逆系	K−2, K−18で評価
K-16	N10° W II	67° NE	20m以上	23cm	51cm	2cm	5cm	固結した破砕部(粘土状破砕部を介在)	Crs,Pl,Px,Sm,Hem	正断層	右横ずれ逆断層 左横ずれ逆断層	縦ずれ	直下にある	Ⅱ·東·逆系	K−2, K−18で評価
K-17	N18° E II	78° SE	不明	12cm	17cm	0.5cm	2cm	固結した破砕部(粘土状破砕部を介在)	Crs,PI,Px,Tod,Sm,Hem	正断層	右横ずれ逆断層	縦ずれ	直下にある	Ⅱ·東·逆系	K−2, K−18で評価
K-18	N8°E II	78° SE	40m以上	51cm	55cm	3cm	4cm	固結した破砕部(粘土状破砕部を介在)	Crs,Pl,Sm,Hem	正断層	右横ずれ逆断層	縦ずれ	直下にある	Ⅱ・東・逆系	評価対象断層
K-19	N12° W II	65° NE	不明	8cm	11cm	0.2cm	0.5cm	固結した破砕部(粘土状破砕部を介在)	Crs,Pl,Px,Mi,Sm,Hem	正断層	右横ずれ逆断層	縦ずれ	直下にない	Ⅱ·東·逆系	K−2, K−18で評価
K-20	N15°E Ⅱ	63° SE	不明	5cm	6cm	0.2cm	0.3cm	固結した破砕部(粘土状破砕部を介在)	Qtz,PI,Sm	正断層	左横ずれ逆断層	縦ずれ	直下にある	Ⅱ·東·逆系	K−2, K−18で評価
K-21	N4°E II	66° SE	不明	11cm	19cm	1 cm	1 cm	固結した破砕部(粘土状破砕部を介在)	Crs,Pl,Sm,Hem	正断層	右横ずれ逆断層	縦ずれ	直下にある	Ⅱ·東·逆系	K−2, K−18で評価
K-22	N9°W II	73° NE	40m以上	7cm	11cm	0.6cm	1 cm	固結した破砕部(粘土状破砕部を介在)	PI,Px,Sm,Hem	正断層	右横ずれ逆断層	縦ずれ	直下にある	Ⅱ·東·逆系	K−2, K−18で評価
K-23	N10° E II	65° SE	20m以上	8cm	17cm	0.4cm	1 cm	固結した破砕部(粘土状破砕部を介在)	Crs,Pl,Px,Sm,Hem	正断層	右横ずれ逆断層 左横ずれ逆断層	縦ずれ	直下にある	Ⅱ·東·逆系	K−2, K−18で評価
K-24	N58°W I	89° NE	105m以下	10cm	11cm	-	_	固結した破砕部(砂状破砕部を介在)	不明	不明	-	-	直下にない	不明	K−2, K−18で評価
K-25	N1°W Ⅱ	65° NE	25m以上	12cm	20cm	0.2cm	0.2cm	固結した破砕部(粘土状破砕部を介在)	Crs,Pl,Sm,Hem	正断層	逆断層	縦ずれ	直下にある	Ⅱ·東·逆系	K−2, K−18で評価
K-26	N14°E II	68° SE	35m以上	9cm	10cm	1cm	2cm	固結した破砕部(粘土状破砕部を介在)	PI,Sm,Hem	正断層	左横ずれ逆断層	縦ずれ	直下にある	Ⅱ·東·逆系	K-2, K-18で評価

(走向系統) Ⅰ:NW-SE系, Ⅱ:N-S~NE-SW系

・S-1, S-2・S-6, S-4, S-5, S-7, S-8, K-2, K-3, K-14, K-18(10本)を評価対象断層として選定する。

(鉱物組成の略名)

Main State Crs: クリストパライト Trd:トリディマイト PI:斜長石 Px:輝石類 Hbl:普通角閃石 Mi:雲母鉱物 Tod:轟石 Sm:スメクタイト Sep:セピオライト Hy:ハロイサイト Cpt:クリノタイロライト Hem:赤鉄鉱 Py:黄鉄鉱 Mgh:磁赤鉄鉱 Php:フィリプサイト

4-40

5. 敷地内断層の活動性評価

5.1 活動性評価の方針

5.1 活動性評価の方針

○有識者会合時の評価データに加え、その後に拡充したデータを用いて、評価対象断層(10断層)の後期更新世以降の活動性について、評価を行った。
 ○活動性評価にあたっては、敷地内断層と福浦断層との破砕部性状の比較(5.14節)、敷地内断層と敷地周辺の広域的な検討(5.15節)を踏まえ、上載地層法(5.4.1 ~5.6.1項)及び有識者会合の今後の課題^{※1, 2}にも示された鉱物脈法(目視観察及び薄片観察)(5.4.2~5.6.2、5.7.1~5.13.1項)により、総合的に評価を実施した。





5.2 上載地層法に用いる地層

5.2 上載地層法に用いる地層 一概要一

〇上載地層法では、約12~13万年前以前の地層にずれや変形が認められないことを明確な証拠により示されたとき、後期更新世以降の活動を否定できる[※]。 〇よって、上載地層法による評価にあたっては、以下に示すように堆積物の年代評価を行い、約12~13万年前以前に堆積したと判断できる地層を用いることとした。

※敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド, P.4, 2.1 解説(1)(2)

(1)能登半島南西岸の海成段丘面と堆積物の年代評価の考え方(P.5-7~5-9)

・敷地を含む能登半島南西岸には、海成段丘面(中位段丘 I 面, 高位段丘 I a面)が広く分布している。

・中位段丘 I 面の前縁において被覆層の下部にSK(10.5万年前)が確認されたことから、中位段丘 I 面はSK降灰直前の高海面期であるMIS5e(約12~13万年前)に 形成されたと判断した。

・高位段丘 I a面は、MIS5eの旧汀線高度より高い標高に分布することから、約12~13万年前より古い高海面期に形成されたと判断した。

・これらの海成段丘面を構成する堆積物のうち,海成堆積物と認定できたものは,段丘面の形成時に堆積したと考えられることから,約12~13万年前以前に堆積した と判断した。

(2)海成堆積物の特徴(P.5-10~5-16)

・海成堆積物の認定を行うため,本地域における海成堆積物と陸成堆積物の違いを明らかにした。 ・定量的な分析による比較検討の結果,海成堆積物は陸成堆積物より礫の円磨が進んでいることから,礫の真円度を指標として海成堆積物を認定することとした。

(3) 敷地内断層上に分布する海成堆積物の認定(P.5-17~5-20)

・海成段丘面(中位段丘 I 面, 高位段丘 I a面)を構成する堆積物のうち, S-1, S-2・S-6, S-4の直上に分布する堆積物について, 海成堆積物かどうかの確認を行った。
 ・礫の形状の肉眼観察の結果, 陸成堆積物より円磨が進んでいることが確認されたS-1上の駐車場南東方トレンチ, S-2・S-6上のNo.2トレンチ, S-4上の35m盤トレンチの堆積物について, 礫の真円度に着目して, 海成堆積物の認定を行った。

<u>(4)堆積物の年代評価</u>(P.5-21)

・No.2トレンチの堆積物は,中位段丘 I 面を構成する海成堆積物(M I 段丘堆積物)であり, MIS5e(約12~13万年前)に堆積したと判断した。 ・35m盤トレンチ及び駐車場南東方トレンチの堆積物は,高位段丘 I a面を構成する海成堆積物(H I a段丘堆積物)であり,約12~13万年前より古い高海面期に堆積 したと判断した。

No.2トレンチ, 駐車場南東方トレンチ及び35m盤トレンチにおける, 断層の直上に分布する堆積物は, 約12~13万年前以前に堆積 したものである。



なお,第788回審査会合において上載地層法による評価に 用いていた古期斜面堆積物については,高位段丘 I a面 の形成以降に堆積したものと考えられるが,明確な年代評 価ができないことから,上載地層法による評価には用いな いこととした。

5.2(1)能登半島南西岸の海成段丘面と堆積物の年代評価の考え方 一海成段丘面の分布①-

第1049回審査会合 資料1 P.535 一部修正

○敷地を含む能登半島南西岸では、海岸線に平行な海食崖で境された平坦面が階段状に分布し、これらは海成段丘面の地形的特徴をよく示している。
 ○これらの地形面は、下位から中位段丘 I 面及び高位段丘 I a面、I b面、II 面、II 面、II 面、II 面、V 面に区分される。上位の段丘面ほど、開析が進んでいる。
 ○中位段丘 I 面の発達はよく、段丘面内縁は明瞭で(左下図、中下図)、文献(小池・町田、2001)で示されるMIS5eの旧汀線の位置(右下図)とほぼ同じである。



第1049回審査会合 資料1 P.536 一部修正

5.2(1) 能登半島南西岸の海成段丘面と堆積物の年代評価の考え方 一海成段丘面の分布②-

○敷地を含む能登半島南西岸には、海成段丘面(中位段丘Ⅰ面、高位段丘Ⅰa面)が広く分布している。 〇中位段丘 I 面の段丘面内縁は、海岸線に沿って標高22m程度で連続する。 〇中位段丘 I 面の前縁において被覆層である赤褐色土壌の下部にSK(10.5万年前)が確認された※。



・地形断面図は、航空レーザ計測及び地形改変前の空中写真測量により作成した数値標高モデル(DEM)を用いて作成した。

〇中位段丘 I 面の前縁において被覆層である赤褐色土壌の下部にSK(10.5万年前)が確認されたことから,中位段丘 I 面はSK降灰直前の高 海面期であるMIS5e(約12~13万年前)に形成されたと判断した。

〇高位段丘 I a面は、MIS5eの旧汀線高度より高い標高に分布することから、約12~13万年前より古い高海面期に形成されたと判断した。

Oこれらの海成段丘面を構成する堆積物のうち、海成堆積物と認定できたものは、段丘面の形成時に堆積したと考えられることから、約12~ 13万年前以前に堆積したと判断した。

> 中位段丘 I 面を構成する海成堆積物(M I 段丘堆積物) ⇒中位段丘 I 面の形成時(約12~13万年前)に堆積したと推定できる。 高位段丘 I a 面を構成する海成堆積物(H I a 段丘堆積物)

⇒高位段丘 I a面の形成時(約12~13万年前より古い高海面期)に堆積したと推定できる。



第1049回審査会合 資料1 P.538 一部修正

5.2(2)海成堆積物の特徴 一調査地点一

〇本地域における海成堆積物の認定を行うための調査として、本地域における海成堆積物と陸成堆積物の違いを把握するため、 下図に示す調査地点で採取した堆積物について、礫の形状、礫種、砂粒子の鉱物組成、その他の産状について露頭観察により確認し、それぞれ比較を行った。



【調査」	也点】
------	-----

海成堆積物	陸成堆積物
(中位段丘 I 面, 現海浜)	(古期扇状地,開析谷,現河床)
安部屋表土はぎ 敷地北方の礫浜 敷地前面海岸 敷地南方の砂浜	生神南部 事務本館前トレンチ No.1トレンチ 神川(本流,支流) 小浦川

各調査地点の露頭調査データは補足資料5.2-1(1)-1~(1)-6



5.2(2)海成堆積物の特徴 -露頭観察結果-

- 〇各調査地点での露頭観察の結果,海成堆積物は,陸成堆積物と含まれる礫の種類はほぼ同じであるが,陸成堆積物に比べ て礫の円磨が進んでいることが確認された。また,海成堆積物には,その他の産状として,層理が認められる,粒径0.1~ 0.2mm主体の石英粒子を含む等の特徴が認められた。
- 〇露頭観察結果によれば、海成堆積物と陸成堆積物には下表に示すような違いが認められるが、敷地内断層において上載地層 法による評価を行うにあたり、海成堆積物と陸成堆積物の違いをより明確にするため、次頁以降において、礫種構成、礫の形 状、砂粒子の鉱物組成について、定量的な評価を試みた。

		迪本 本	「後の話話		礫の	形状		たの他の去世
	i	词工也尽	「「「「「」」(「」)(「」)(「」)(「」)(「」)(「」)(「」)(「」)(円礫	亜円礫	亜角礫	角礫	その他の産状
	中位段丘 I 面	安部屋表土はぎ	安山岩主体	▲	~円礫			・層理が認められる。 ・穿孔貝の穿孔痕が認められる。 ・粒径0.1~0.2mm主体の石英粒子を含む。
海成堆		敷地北方の礫浜 (地獄島, 巌門)	安山岩主体	•	円~亜角礫			・扁平な礫が海側に傾斜した覆瓦状構造 (インブリケーション)が認められる。
^堆 積物	現海浜	敷地前面海岸	安山岩主体	●田田	~亜角礫主体で	円礫も混じる		
		敷地南方の砂浜						・層理が認められる。 ・貝殻片を含む。 ・粒径0.1~0.2mm主体の石英粒子を含む。
	古期 扇状地	生神南部	安山岩主体	←	角~亜円礫	主体で一部に円硝	を含む	・扁平な礫が陸側に傾斜した覆瓦状構造 (インブリケーション)が認められる。
	問析公	事務本館前 トレンチ	安山岩主体		▲ 亜円~亜	角礫		・堆積物中に約6千年前の¹⁴C年代値を示す 木片を含む。
陸成地	(刑1)11 '田'	No.1トレンチ	安山岩主体		•	角~亜円礫		・堆積物中に年代の異なる火山灰が混在し ている。
^堆 積物		神川(本流)	安山岩主体			角~	亜角礫	
	現河床	神川(支流)	安山岩主体				<mark>← 角礫</mark> →	
		小浦川	安山岩主体				<mark>▲ </mark>	

5-11

5.2(2)海成堆積物の特徴 一礫種構成の定量的な評価ー

第1049回審査会合 資料1 P.550 再掲

○敷地周辺の海成堆積物(現海浜,中位段丘Ⅰ面)及び陸成堆積物(現河床,開析谷,古期扇状地)について,礫種構成を確認した。
 ○その結果,いずれの調査地点においても,礫種はほとんどが安山岩からなり,違いは認められなかった。
 ○このことは,いずれの堆積環境においても,礫が本地域に広く分布する安山岩から供給されていることを示唆する。

〇礫種構成を、海成堆積物の認定の根拠に用いない。



5.2(2)海成堆積物の特徴 一礫の形状の定量的な評価(1/2)-

第1049回審査会合 資料1 P.551 一部修正

〇礫の形状の肉眼観察結果により、本地域の海成堆積物の礫は、陸成堆積物の礫に比べて円磨が進んでいる傾向がみられた。

O石渡ほか(2019)は、海岸礫は河川礫よりも円くて扁平であることを、解析ソフトImageJ[※]によって計測した真円度Circularity(=4π×面積/(周囲長)²)及び楕円近 似の短径長径比(b/a, c/a)により明らかにした。石渡ほか(2019)は、「海岸礫の方が河川礫よりも円くて扁平だということは、我々の計測でも明確に示され、… (中略)… これは河川と海岸における侵食・運搬の営力の違い(一方向の水流による転動に対して波浪による前後反復滑動)が礫形の違いに反映していることを 示唆する」と述べている。

〇これを参考にして、本地域の海成堆積物と陸成堆積物について、礫の真円度、楕円近似の中間径長径比(b/a)、短径長径比(c/a)の計測を行った(次頁)。

X ImageJ (http://imagej.nih.gov/ij/)



³箇所で礫を採取した。

試料採取位置図

5.2(2)海成堆積物の特徴 一礫の形状の定量的な評価(2/2)ー

〇本地域の海成堆積物と陸成堆積物の礫の形状の計測を行った結果,本地域の海成堆積物の礫の平均真円度(ab面)は0.77以上,陸成堆積物の礫の平均真円度(ab面)は0.77未満であり,違いが認められた。

〇一方, 平均中間径長径比(b/a)及び平均短径長径比(c/a)には, 海成堆積物と陸成堆積物でほとんど違いは認められなかった。

Oこのことは、本地域の海浜堆積物の礫は周辺に分布する別所岳安山岩類安山岩から供給されたものであること(P.5-12)、また、本地域の海岸 は主として露出した岩石からなる海岸であるため、典型的な礫浜に比べて波浪による前後反復滑動が生じにくい環境であったことにより、礫の 扁平さに明確な差が出なかったものと考えられる。

〇礫の真円度を、海成堆積物の認定の根拠に用いる。

〇礫の中間径長径比,短径長径比を,海成堆積物の認定の根拠に用いない。

侵食・運搬作用を受けにくいと考えられる径の大きな礫の影響も考慮し、同程度の礫の大きさで比較した結果を補足資料5.2-1(8)に示す。

【解析の流れ】



ab面の真円度の値と, ab面, ac面における楕円 近似の短径長径比を測定。 ただし,風化による形状への影響が大きい径 5cm未満の礫を除くため, ab面における長径(a) と中間径(b)の平均値, ac面における長径(a)と短 径(c)の平均値のいずれかが5cm未満の礫につ いては,計算に含めない。





礫の形状の計測データは<u>補足資料5.2-1(7)</u>

5.2(2)海成堆積物の特徴 一砂粒子の鉱物組成の定量的な評価-

- 〇砂粒子の実体顕微鏡観察及びXRD分析の結果,海成堆積物(現海浜,中位段丘 I 面)には石英が含まれるが,陸成堆積物(現河床,開析谷 古期扇状地)に比べて輝石類が少ない傾向がみられる。
- 〇このことは、本地域の海成堆積物には、陸域に広く分布する安山岩由来の粒子よりも、海域の沿岸流により供給された粒子を多く含むことに 起因すると考えられる(補足資料5.2-1(6))。
- Oしかしながら,陸成堆積物にも石英が多く含まれる箇所がみられた(事務本館前トレンチ,小浦川)。

Oこれら陸成堆積物に含まれる石英粒子は、後背地の海成段丘面に分布する堆積物から供給されたものと考えられる。

〇海成堆積物の砂粒子の鉱物組成は、石英が多く輝石類が少ない傾向が見られるものの、陸成堆積物には、後背地の海成堆 積物から供給された砂粒子が混在している可能性があるため、砂粒子の鉱物組成を海成堆積物の認定の根拠に用いない。



地点	検出鉱物										
	石英	クリストバライト	カリ長石	斜長石	角閃石	輝石類	雲母鉱物	7 入型ハロイサイト	ギブサイト	磁赤鉄鉱	赤鉄鉱
安部屋表土はぎ	Ø		+	Δ		+					
敷地前面海岸(C)	0			0		+					±
敷地南方の砂浜	0		+	Δ	±						
生神南部	0	+	Δ	±			±				±
事務本館前トレンチ	0			+		+		±	±		±
No.1 トレンチ	Δ	Δ		+		+		+		Ŧ	±
神川(本流)	Δ			Δ		Δ		+			±
神川(支流)	Δ			Δ		Δ		±			±
小浦川	Ø		Δ	Δ		Δ	±				±

量比

◎:多量(>5,000cps), 〇:中量(2,500~5,000cps), △:少量(500~2,500cps), +:微量(250~500cps), ±:きわめて微量(<250cps).

実体顕微鏡観察を行った試料と同一の試料におけるXRD分析結果

実体顕微鏡観察写真及びXRD分析チャートは<u>補足資料5.2-1(1)</u> P.5.2-1-8, 14, 16, 20, 25, 30, 34, 35, 37

5.2(2)海成堆積物の特徴 一定量的な評価ー

- ○礫種構成については、いずれの調査地点においても、礫種はほとんどが安山岩からなり、違いは認められなかった。
- ○礫の形状については、礫の平均真円度には違いが認められた(海成堆積物は0.77以上、陸成堆積物は0.77未満)が、平均短径長径比には、 違いは認められなかった。
- ○砂粒子の鉱物組成の鉱物組成については、海成堆積物は陸成堆積物に比べて石英が多く含まれ、輝石類が少ない傾向がみられるものの、 陸成堆積物にも石英が多く含まれる箇所がみられた。

〇礫の真円度を,本地域の海成堆積物の認定の根拠として用いる。

〇礫種構成, 礫の短径長径比, 砂粒子の鉱物組成は, 海成堆積物の認定の根拠に用いない。

						礫の)形状		
			司周	 査地点	礫種構成	平均真円度 (ab面)	平均短径長径比 (c/a)	砂粒子の鉱物組成	
			中位段丘I面	安部屋表土はぎ	安山岩100%	0.792	0.405	石英30%, 輝石類2%	
		海	現海浜	敷地前面海岸(B)	_	0.774	0.516	_	
		▶ 八 単 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		敷地前面海岸(C)	安山岩100%	0.779	0.464	石英20%, 輝石類4%	
【礫の形状の計測結果】		│ ┃ 物		敷地前面海岸(D)	_	0.811	0.508	_	
•	凡 例 (括弧内の数字は試料数)			敷地南方の砂浜	_	—	_	石英17%, 輝石類0%	
	甲位段丘↓ 面 ■ 安部屋表土はぎ(21) 現海浜		古期扇状地	生神南部	安山岩95%, 珪化岩5%	0.760	0.518	石英6%, 輝石類1%	
<u>م</u>	▲ 敷地前面海岸B(122) ◆ 敷地前面海岸C(111) ● 敷地前面海岸D(115)	₽±.	問七公	事務本館前トレンチ	安山岩100%	0.749	0.511	石英27%, 輝石類44%	
×	古期扇状地 - 生神南部(48) 開析谷	陸 成 世	刑们 仕	No.1トレンチ	安山岩100%	0.756	0.501	石英14%, 輝石類34%	
* *	★ 事務本館前トレンチ(24) × №.1トレンチ(34) 現河床	堆積物		神川(本流)	安山岩100%	0.765	0.530	石英7%, 輝石類10%	
+	業 神川本流(81) 業 神川支流(96) ◆ 小浦川(132)	199	現河床	神川(支流)	安山岩100%	0.752	0.477	石英10%, 輝石類40%	
4 0.45 0.5 0.55 0.6 平均短径長径比(c/a) 扁平でない→→	• (1978) (182)			小浦川	安山岩100%	0.728	0.413	石英37%, 輝石類9%	
面)と平均短径長径比(c/a)の関係図 三次元的な形状を表す)					-:定量的な分析を実施し	ていない		5-16	

第1049回審査会合 資料1

P.554 再掲



5.2(3) 敷地内断層上に分布する海成堆積物の認定

○海成段丘面を構成する堆積物のうち、S−1、S−2・S−6、S−4の直上(下図の青丸箇所)に分布する堆積物について、本地域の海 成堆積物及び陸成堆積物と比較することにより、海成堆積物かどうかの確認を行った。



位置図



※駐車場南側法面の堆積物に ついては、高位段丘 I a面の 縁辺斜面に位置することから、 古期斜面堆積物であると判断 した(**補足資料5.2-1**(1)-12)。



一評価対象断層 (地表に投影)

5.2(3) 敷地内断層上に分布する海成堆積物の認定 一分布の特徴-

ONo.2トレンチ,35m盤トレンチ,駐車場南東方トレンチ及びえん堤左岸トレンチの堆積物は,海成段丘面(中位段丘 I 面及び) 高位段丘 I a面)の岩盤直上に分布している砂礫層であり、段丘面形成後の侵食等の痕跡は見られない。

段丘面凡例

1'

НІЬ

ΗIa

ΜI

断面線





5-18

第1049回審査会合 資料1 P.565 再掲

5.2(3) 敷地内断層上に分布する海成堆積物の認定 一露頭観察結果-

- 〇礫の形状の肉眼観察の結果, No.2トレンチ, 35m盤トレンチ, 駐車場南東方トレンチの堆積物の礫は, 陸成堆積物に比べて, 円磨が進んでい ることが確認された。
- Oこのことを定量的な指標により確認するため、これら3箇所から採取した礫について、P.5-13と同じ手法により、礫のab面、ac面を対象として、 解析ソフトImageJによる三次元的な礫形状の計測を行った(次頁)。
- 〇一方,えん堤左岸トレンチの堆積物の礫については,肉眼観察の結果,陸成堆積物との明確な差異が認められなかった。また,礫径が小さく 風化が進み、トレンチ壁面からの採取が困難であり、追加掘削したえん堤左岸トレンチ(追加部)においても同様の状況であった。よって、えん 堤左岸トレンチ(追加部)の壁面の写真を用いて礫をトレースし、礫の中間径(b)と短径(c)が等しいと仮定して、二次元的に礫の形状の計測を 行った。

		ᆁᅕᆅᅸ		礫の	形状		ての他の支持	
		詞宜也尽	円礫	亜円礫	亜角礫	角礫	その他の産状	
	中位段丘I面	No.2トレンチ		<u>●田~</u> 田	角礫		・層理が認められる。	
		35m盤トレンチ	●●●	~亜角礫主体で	円礫も混じる			
	高位段丘 I a面	駐車場南東方トレンチ	■ P	□~円礫			・扁平な礫が海側に傾斜した覆瓦状構造 (インブリケーション)が認められる。	
		えん堤左岸トレンチ (追加部含む)		● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	~亜円礫	•		
×=	中位段丘I面	安部屋表土はぎ	→ <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u>]~円礫 →			・層理が認められる。 ・穿孔貝の穿孔痕が認められる。	
海成堆積	現海浜	敷地北方の礫浜	•	円~亜角礫			・扁平な礫が海側に傾斜した覆瓦状構造 (インブリケーション)が認められる。	
		敷地前面海岸	重円	~亜角礫主体で	円礫も混じる			
120		敷地南方の砂浜					・層理が認められる。 ・貝殻片を含む。	
	古期扇状地	生神南部	-	角~亜円硝	<u> 業主体で一部に円</u>	〕礫を含む	・扁平な礫が陸側に傾斜した覆瓦状構造 (インブリケーション)が認められる。	
7±	問七公	事務本館前トレンチ		▲ 亜円~亜	角礫▶		・堆積物中に約6千年前の ¹⁴ C年代値を示す 木片を含む。	
陸 成 世	用作	No.1トレンチ			角~亜円礫		・堆積物中に年代の異なる火山灰が混在し ている。	へ No.2トレンチ, 35m盤トレンチ, 駐 車場南東方トレンチ及びえん堤左
堆積		神川(本流)			角·	→亜角礫] FFレンナの地質調査ナータは <u>補</u> <u>足資料5.2-1</u> (1)-8~11
物	現河床	神川(支流)						
		小浦川				▲		5_19

5-19

5.2(3) 敷地内断層上に分布する海成堆積物の認定 一礫の形状の定量的な評価-

第1049回審査会合 資料1 P.566 再掲

- 〇解析ソフトImageJによる計測の結果, No.2トレンチ, 35m盤トレンチ, 駐車場南東方トレンチの堆積物の礫の平均真円度は0.77以上であり, 本 地域の海成堆積物と同程度に円磨が進んでいることが確認された。
- Oなお,えん堤左岸トレンチ(追加部)において,トレンチ壁面の写真から二次元的に計測を行った結果,抽出された礫の見かけの長径と短径の 平均値は1試料を除きすべて5cm未満であった。それらを用いた計測の結果,礫の平均真円度は約0.78であり,0.77を上回るものの,他の地点 の堆積物と同じ条件で比較できないことから,えん堤左岸トレンチの堆積物については,海成堆積物として扱わないこととした。

Oしたがって、No.2トレンチ、35m盤トレンチ、駐車場南東方トレンチの堆積物は、海成堆積物であると判断した。



径の大きな礫の平均真円度(ab面)への影響の有無 についての考察は補足資料5.2-1(8)

第1049回審査会合 資料1 P.569 一部修正

5.2(4) 堆積物の年代評価 - M I · H I a段丘堆積物-

- ONo.2トレンチの堆積物は、中位段丘 I 面を構成する海成堆積物(M I 段丘堆積物)であり、段丘面前縁において被覆層であ る赤褐色土壌の下部にSK(10.5万年前)が確認されたことから、SK降灰直前の高海面期であるMIS5e(約12~13万年前)に 堆積したと判断できる。
- ○35m盤トレンチ及び駐車場南東方トレンチの堆積物は、高位段丘Ⅰa面を構成する海成堆積物(HⅠa段丘堆積物)であり、 MIS5eの旧汀線高度より高い標高に分布することから、約12~13万年前より古い高海面期に堆積したと判断できる※。

※ 能登半島南西岸において推定される具体的な隆起速度を用いた検討結果は補足資料5.2-1(4)



5-21

5.2 上載地層法に用いる地層 ーまとめー

現海浜

古期扇状地

現河床 ★ 神川本流(81)

- 生神南部(48) 開析谷

×No.1トレンチ(34)

🗶 神川支流(96)

●小浦川(132)

- ONo.2トレンチの堆積物は、中位段丘 I 面を構成する海成堆積物(M I 段丘堆積物)であり、MIS5e(約12~13万年前)に堆積した と判断した。
- 〇35m盤トレンチ及び駐車場南東方トレンチの堆積物は、高位段丘 I a面を構成する海成堆積物(H I a段丘堆積物)であり、約12 ~13万年前より古い高海面期に堆積したと判断した。
- Oしたがって、No.2トレンチ、駐車場南東方トレンチ及び35m盤トレンチにおける、断層の直上に分布する堆積物は、約12~13万 年前以前に堆積したものである。





		No.2トレンチ (<u>補足資料5.2-1</u> (1)-8)	35m 盤トレンチ (<u>補足資料5.2-1</u> (1)-9)	駐車場南東方トレンチ (<u>補足資料5.2-1(1)-10</u>)	えん堤左岸トレンチ (<u>補足資料5.2-1</u> (1)-11)
	堆積物の 分布の特徴	中位段丘 I 面の岩盤直上に 分布する	ī する		
	礫の肉眼 観察結果			礫の円磨が進んでいない	
60) 1 F F II 1	礫の平均 真円度	(本)	_		
HID HIA MI	海成堆積物 の認定結果		海成堆積物の特徴が 認められない		
凡 例 (括弧内の数字は試料数)					
Þ位段丘 I 面 ■ 安部屋表土はぎ (21) ▲ No.2トレンチ (17) 島位段丘 I a面	堆積年代 の評価	MIS5e(約12~13万年前) に堆積したM I 段丘堆積物	MIS5e(約12~ 古い高海面期に堆積	MISとの対比による 年代評価はできない	
● 35m盤トレンチ(10) ■ 駐車場南東方トレンチ(38) 『海浜			Ļ	Ļ	
▲ 敷地前面海岸B(122) ◆ 敷地前面海岸C(111) ● 敷地前面海岸D(115)		断層 <i>0</i> 約12~13万			
5期扇状地 - 生神南部(48) 雨析谷 * 事務本館前トレンチ(24)				ᆸᇧᇉᄔᄮᅊᆂᄮᆕᅐᇱᄭᆇᆌᄢᇃᇉ	

なお,35m盤トレンチの堆積物については,トレンチ周辺の地形や堆積物の分布状況について検討を行い,上 載地層としての妥当性の確認を行った(補足資料5.6-1(1)-6)。

5.3 鉱物脈法に用いる変質鉱物と最新面

5.3(1) 評価に用いる変質鉱物

概要		••••• 5–25
(1-1)	敷地で確認される変質鉱物の詳細	••••• 5–27
(1-2)	変質鉱物の後期更新世以降の生成可能性の評価	••••• 5–36
(1-3)	変質鉱物の生成環境の検討及び生成年代の推定	••••• 5–37
(1-4)	変質鉱物の生成年代評価のまとめ	••••• 5–41
(1-5)	砕屑岩脈の形成年代評価	••••• 5–45
(1-6)	評価に用いる変質鉱物	••••• 5–46

■鉱物脈法による活動性評価

・鉱物脈法は、「鉱物脈又は貫入岩等との接触関係を解析する」※手法である。敷地においては、変質鉱物からなる鉱物脈が破砕部中や母岩の割れ目に沿って認められる(P.5-27, 5-28, 5-35)。よって、断層活動(最新面)と変質鉱物等との関係から、断層の最新活動年代を評価する。

<u>5.3(1-1):敷地で確認される変質鉱物の詳細</u>

- ・粘土状破砕部中には,変質鉱物として粘土鉱物のスメクタイトが共通して認められる(2章)。この粘土鉱物は,粘土分を濃集したXRD分析による結晶構造及びEPMA分析による化学組成を 踏まえると,数十%のイライトが混合するイライト/スメクタイト混合層(以下,I/S混合層)である。さらに,CEC分析,XAFS分析,HRTEM観察による結果は,これらの粘土鉱物がI/S混合層で あることを支持する。
- ・また、粘土鉱物以外の白色鉱物については、XRD分析及び薄片観察を実施した結果、オパールCT及びフィリプサイトであることを確認した。

5.3(1-2):変質鉱物の後期更新世以降の生成可能性の評価

・「約12~13万年前以降の敷地の地温分布」と「変質鉱物の生成温度の最低値」を比較し、約12~13万年前以降の敷地の温度環境下で変質鉱物が生成するか否かを評価した。

・約12~13万年前以降の敷地の地温分布は,敷地の温度検層結果及び敷地周辺の地温分布や能登半島の火成活動に関する文献調査の結果から,現在の敷地の地温分布と同程度であ ると評価した。文献に基づく変質鉱物の生成温度の最低値は,約12~13万年前以降の敷地の推定地温分布よりも数十℃以上高い。よって,約12~13万年前以降の敷地の地温分布では, 敷地の変質鉱物は,その確認標高で生成せず,敷地の変質鉱物(I/S混合層等)は約12~13万年前以降に生成したものではない。

5.3(1-3):変質鉱物の生成環境の検討及び生成年代の推定

・5.3(1-2)を踏まえ,敷地の変質鉱物が生成し得る環境を検討し,生成年代を推定した。

- ・敷地の変質鉱物が生成するには、その確認標高の地温よりも高温である必要があることから、①現在と同程度の地温分布で、より高温の地下深部において生成し、現在の確認標高まで 隆起したか、もしくは②敷地の地温分布が現在よりも高温となる環境下で生成したと考えられる。つまり、生成環境は、「①地下深部(地温勾配相当の高温)での生成」もしくは「②熱水(地温 勾配以上の高温)による生成」である。
- ①について, I/S混合層が敷地周辺の別所岳安山岩類中にも広く認められることから,敷地周辺一帯は同じような環境下で変質を被ったと考えられること,及び粘土状破砕部(I/S混合層からなる変質部)全体を横断している砕屑岩脈が地下深部の高封圧下で形成したと考えられることを踏まえ,敷地の変質鉱物は,地下深部で敷地周辺一帯が変質し,その後,敷地周辺一帯が隆起して現在の位置で確認されているものと判断した。
- ②について,敷地の斜長石には曹長石化が認められないことから,敷地は少なくとも斜長石が曹長石化するような高温の熱水の影響は受けていないと考えられる。よって,敷地の変質鉱物は、「①地下深部での生成」の可能性が高いと判断した。一方で,斜長石が曹長石化しない程度の熱水の影響を受けて生成した可能性は否定できない。
- ・生成環境に関する検討結果を踏まえ、生成年代を推定した。地下深部での生成年代は、地殻の隆起速度を一定と仮定すると、変質鉱物の生成温度が約50°C以上であることから、約6Ma 以前と推定した。なお、曹長石化しない程度の熱水により生成した場合の生成年代は、能登半島で最後に火成活動が認められた9Ma以前と推定した。

<u>5.3(1-4):変質鉱物の生成年代評価のまとめ</u>

・5.3(1-2)及び5.3(1-3)を踏まえ,敷地の変質鉱物(I/S混合層等)は、少なくとも後期更新世以降に生成したものではないと評価した。なお、変質鉱物と第四系との関係やI/S混合層のK-Ar年 代値等についても、この生成年代評価と整合する。

5.3(1-5): 砕屑岩脈の形成年代評価

・S-1の粘土状破砕部中には砕屑岩脈が認められ、この砕屑岩脈について薄片観察を実施した。その結果、砕屑岩脈は、未固結な状態で高い圧力を受けて貫入したことが示唆されること等 から、地下深部の高封圧下で形成したと判断した。一方で、この確認標高は、約12~13万年前以降、現在とほぼ同じ低封圧下にあり、高封圧下で形成する砕屑岩脈は形成しないと判断し た。よって、砕屑岩脈は少なくとも後期更新世以降に形成したものではないと評価した。

<u>5.3(1-6):評価に用いる変質鉱物</u>

・少なくとも後期更新世以降に生成したものではないと評価した変質鉱物(I/S混合層等)及び少なくとも後期更新世以降に形成したものではないと評価した砕屑岩脈を用いて鉱物脈法による 活動性評価を行う。

第1049回審査会合 資料1 P.58 一部修正



少なくとも後期更新世以降に形成したものではないと評価した砕屑岩脈を用いて鉱物脈法による活動性評価を行う。

5.3(1-1) 敷地で確認される変質鉱物の詳細 一粘土鉱物(I/S混合層) -

第1049回審査会合 資料1 P.59 再掲

〇ボーリングコア観察等の結果,破砕部中には粘土鉱物が認められることから、全ての評価対象断層の粘土状破砕部中の粘土鉱物を対象とし て、XRD分析(粘土分濃集)※及びEPMA分析を実施した。また、母岩の割れ目に沿っても粘土鉱物が認められることから、これらの粘土鉱物に ついても同様に分析を実施した。

〇分析の結果、これらの粘土鉱物は、I/S混合層であることを確認した。



・その他の試料については補足資料5.3-2(1) P5.3-2-3, 5~11

標高



粘土鉱物(EPMA分析試料)

試料採取位置図

・分析に使用した試料のうち、代表的な例を右上に示す

・その他の試料については補足資料5.3-2(1) P5.3-2-12~21



母岩中の割れ目に沿って粘土鉱物脈が認められる事例 (試料R.H-6.5-2孔 深度81.80m付近)

	[1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1]									
	採取位	置(左位置図)	深度	標高		採取位置(左位置図		深度	標高	
А	S-4	E-11.1SE-2孔	1.65m	EL 19.72m	0	K−2	H-0.9-40孔	19.65m	EL -6.36m	
В		K-10.3SW孔	27.81m	EL -6.17m	Р	14 1 4	H0.3-80孔	31.65m	EL −27.48m	
С	5-1	岩盤調査坑No.25切羽	(切羽面)	EL -17.60m	Q	K-14	H'1.3 ₹L	125.58m	EL -121.91m	
D		E-8.5-2孔	8.55m	EL 12.66m	R	非破砕部	H-6.5-2孔	81.80m	EL -59.02m	
Е	5-2-5-6	F-8.5' 孔	8.50m	EL 12.63m	s	S-4	E-8.50'''孔	111.95m	EL -39.83m	
F	S-8	F-6.75孔	26.85m	EL -15.76m	Т	S-7	H-5.4-1E孔	24.16m	EL 4.80m	
Н	S-7	H-5.7' 孔	14.35m	EL -3.26m	U	K−2	H-1.1孔	103.62m	EL -96.84m	
I	S-2•S-6	K-6.2-2孔	30.94m	EL -19.45m	V	K−3	M-2.2孔	48.74m	EL -31.45m	
J		H-6.5-2孔	70.70m	EL -49.50m	w	K−18	H-0.2-75孔	116.75m	EL -108.04m	
К	S−1	H-6.6-1孔	57.25m	EL -37.95m	x	S−5	R-8.1-1-2孔	23.46m	EL -12.38m	
L		M-12.5"孔	49.96m	EL -21.66m	Y	K−2	G-1.5-80孔	77.82m	EL -72.12m	
м	S-4	E-8.60孔	104.68m	EL -35.91m	Z	K-18	H-0.2-60孔	84.35m	EL -68.32m	
Ν	S-5	R-8.1-1-3孔	22.24m	EL -11.12m	紫字:第1073回審査会合以降の追加分析箇所					

・ボーリングコア観察等の結果,破砕部中には粘土鉱物が認められることから,全ての評価対象断層の粘土状破砕部中の粘土鉱物を対象として,XRD分析(粘土分濃集)及びEPMA 分析を実施した。また,母岩の割れ目に沿っても粘土鉱物が認められることから,これらの粘土鉱物についても同様に分析を実施した。

・分析の結果,これらの粘土鉱物は、I/S混合層であることを確認した。

5.3(1-1)敷地で確認される変質鉱物の詳細 -XRD分析(粘土分濃集)-

第1049回審査会合 資料1 P.62 再掲

〇敷地で認められた粘土鉱物について、XRD分析(粘土分濃集)を実施した。

○敷地の粘土鉱物のピーク回折角は、Watanabe(1988)によるI/S混合層の理論的なピーク回折角のシフトと同様のシフトが認められた(【1】左図)。また、敷地の粘土鉱物のうち、より明瞭な粘土鉱物のピークを持つ試料a及び試料eの回折チャートについて、I/S混合層の理論的プロファイルと類似していることを確認した(【1】右図)。
○同様の理論に基づき作成された渡辺(1986, 1981)のI/S混合層構造判定図に敷地の粘土鉱物の結果をプロットした結果、イライトの混合率は10~35%を示す(【2】図)。


5.3(1-1) 敷地で確認される変質鉱物の詳細 - EPMA分析-

第1049回審査会合 資料1 P.63 再掲

Oさらに, EPMA分析による化学組成の観点から,粘土鉱物について,鉱物の詳細確認を行った。

OEPMAの定量分析結果に基づき,敷地の粘土鉱物の組成式を算出した。組成式算出に用いる分析値については,粘土鉱物への二次的な変質等の 影響や基準に基づく分析値の確認により,分析値が不純物等の影響を受けていないことを確認した値を用いている^{※1}。

〇2八面体型の粘土鉱物^{※2}の化学組成を示した三角ダイアグラム(左下図, Srodon et al. (1984))によると, 敷地の粘土鉱物の分析値はいずれも 「I/S混合層」に分類される。以下, この検討を三角ダイアグラム検討とする。

> ※1:三角ダイアグラム検討に用いるEPMA分析値の確認結果については, <u>補足資料5.3-2</u>(3)P.5.3-2-91~92 ※2:敷地の粘土鉱物の八面体シート構造の検討結果については, <u>補足資料5.3-2</u>(2)P.5.3-2-54~56

OXRD分析(粘土分濃集)による結晶構造判定結果及びEPMA分析による化学組成の検討結果により,敷地の粘土鉱物は結晶構造中に イライト層が数十%混合した「I/S混合層」であると判断した。



EPMA分析の結果に関して、断層間で比較を行った結果については、補足資料5.3-2(3)。

5.3(1-1)敷地で確認される変質鉱物の詳細 -CEC分析, XAFS分析, HRTEM観察-

OI/S混合層中に含まれるカリウムの存在状態を確認する目的で,敷地の粘土鉱物を用いてCEC分析,XAFS分析,HRTEM観察を実施した。 O分析の結果,敷地の粘土鉱物にはカリウムが固定されたイライトの構造が含まれることを確認した。このことは,敷地の粘土鉱物がI/S混合 層であることを支持する。



スメクタイトとイライトの構造とその特徴 (吉村(2001)を基に作成)

分析名	CEC分析 (Cation Exchange Capacity, 交換性陽イオン分析)	XAFS分析 (X-ray Absorption Fine Structure,X線吸収微細構造)	HRTEM観察 (High-Resolusion Transmission Electron Microscope, 高分解能透過電子顕微鏡)			
分析手法の 概要	・試料中に含まれる交換性の陽イオンを交換 溶液によって浸出させ,そのイオン量を測定 する手法	・物質によるX線の吸収を測定することによって, 特定元素周辺の構造を推定する手法	・高分解能の電子顕微鏡によって,粘土鉱物 の積層構造を観察する手法			
分析の目的	 ・スメクタイトでは、構造中にカリウムを含まず、 層間の水和交換性カリウムイオンとしてしか 含まれない。一方で、イライトでは構造中に 固定されるとされている。 ⇒粘土鉱物中の交換性カリウムと固定された カリウムの量を分析することによって、イライ ト構造の存在を確認する。 	 ・スメクタイト中では、カリウムが水和交換性イオンとして存在する。一方で、イライト中では、カリウムが四面体シートと直接結合するとされ、両者ではカリウム原子周りの分子構造が異なる。 ⇒粘土鉱物中に含まれるカリウム原子周りの分子構造から、イライトと似た構造の存在を確認する。 	 ・スメクタイトとイライトでは、単位層の間隔が異なる。 ⇒粘土鉱物の積層構造(単位層の間隔)を観察することによって、イライト構造の存在を確認する。 			
結果概要	・交換性のカリウム含有量を定量した結果,カリウム全含有量に比べて十分に小さく,固定されたカリウムが十分に含まれていると判断される。(次頁,宇波ほか(2019a,b))	 ・敷地の粘土鉱物のXAFS分析の結果、カリウム 原子周りの構造を表すEXAFS関数及び構造関 数がイライト標準試料の関数と類似する。(次々 頁, 宇波ほか(2019a, b)) 	・HRTEM観察の結果,一連の積層構造中にス メクタイトの単位層とイライトの単位層が確認 されることから,敷地の粘土鉱物はI/S混合層 である。(P.5-34,東京大学小暮研究室ほか による観察結果)			
	検討の結果, 敷地の粘土鉱物には, カリウムが固定されたイライトの構造が含まれ, I/S混合層であることを支持する。					

宇波謙介・福士圭介・高橋嘉夫・板谷徹丸・丹羽正和(2019a):能登半島西岸域の中新世安山岩中に認められる変質鉱物中のカリウムの存在状態とK-Ar年代の意義, 2019年度 地球化学会年会, 3P19. 宇波謙介・福士圭介・高橋嘉夫・丹羽正和(2019b):能登半島西岸域の中新世安山岩中に認められる粘土鉱物中のカリウムの存在状態, 第63回粘土科学討論会, P11.

【CEC分析, 宇波ほか(2019a, b)】

試料名	① カリウム全量(wt.%) 湿式化学分析 ・定量法:炎光分光法	② 交換性カリウム(wt.%) CEC分析 ・交換溶液:塩化ストロンチウム溶液 ・定量法:ICP発光分光分析	③ 非交換性カリウム (wt.%) ①-②
試料a(E-8.5+5"孔)	0.42	0.08	0.34
試料e(岩盤調査坑No.27孔)	0.50	0.09	0.41

その他の分析試料の結果を含む詳細については 補足資料5.3-2(4) P.5.3-2-95~98



・敷地の粘土鉱物を対象として、CEC分析によって交換性のカリウム含有量を定量した結果、湿式化学分析によるカリウム全量の定量結果(0.42~0.50wt.%) に比べて、交換性カリウムの含有量(0.08~0.09wt.%)が十分に小さく、固定されたカリウムが十分に含まれていることから、敷地の粘土鉱物にはイライトのよ うにカリウムが固定された構造が含まれる。

宇波謙介・福士圭介・高橋嘉夫・板谷徹丸・丹羽正和(2019a):能登半島西岸域の中新世安山岩中に認められる変質鉱物中のカリウムの存在状態とK-Ar年代の意義,2019年度 地球化学会年会,3P19. 宇波謙介・福士圭介・高橋嘉夫・丹羽正和(2019b):能登半島西岸域の中新世安山岩中に認められる粘土鉱物中のカリウムの存在状態,第63回粘土科学討論会,P11.



・敷地の粘土鉱物を対象にXAFS分析を実施し、粘土鉱物に吸着されたカリウム原子周りの構造を推定した。

・XAFSから得られたEXAFS関数及び動径構造関数について、イライトの標準試料(Imt-2)、カリウム水和イオン(硝酸カリウム溶液)との関数と比較することによって、 カリウム原子周りの構造を推定した結果、敷地の粘土鉱物(試料e)の関数はイライトの関数と類似する。

宇波謙介・福士圭介・高橋嘉夫・板谷徹丸・丹羽正和(2019a):能登半島西岸域の中新世安山岩中に認められる変質鉱物中のカリウムの存在状態とK-Ar年代の意義, 2019年度 地球化学会年会, 3P19. 5-33 宇波謙介・福士圭介・高橋嘉夫・丹羽正和(2019b):能登半島西岸域の中新世安山岩中に認められる粘土鉱物中のカリウムの存在状態, 第63回粘土科学討論会, P11.

第1049回審査会合 資料1 P.70 再掲



・敷地の粘土鉱物を対象にHRTEM観察(観察装置:JEM-ARM200F)を実施した結果,明瞭な積層構造を確認し,一連の積層構造中にスメクタイトの単位層 (1.3nm)とイライトの単位層(1.0nm)が確認されることから,この粘土鉱物はI/S混合層である。____

上記は、東京大学小暮研究室、電力中央研究所、北陸電力による観察結果である。

5-34

5.3(1-1) 敷地で確認される変質鉱物の詳細 一白色鉱物一

〇粘土鉱物以外に評価に用いる変質鉱物について検討するため、粘土鉱物以外の変質鉱物について調査し、ボーリングコア観察等を実施した。 〇その結果、破砕部中や母岩の割れ目に沿って、白色鉱物が認められ、これらの白色鉱物を対象として、XRD分析及び薄片観察を実施し、これ らの白色鉱物がオパールCT及びフィリプサイトであることを確認した。



試料採取位置図

・分析に使用した試料のうち、代表的な例を右上に示す。 ・その他の試料については<u>補足資料5.3-2</u>(1)P5.3-2-22~27



母岩中の割れ目に沿って白色鉱物(フィリプサイト)の鉱物脈が認められる事例 (試料 II. J-10.8SW-1孔 深度86.18m付近)

	白色鉱物(オパールCT)確認箇所					
	試料採耳	Q位置(左位置図)	深度	標高		
i	非破砕部	岩盤調査坑No.30切羽	(切羽面)	EL -15.56m		
ii	S-1	KR-13孔	2.47m	EL -16.75m		
iii		H-6.4孔	112.95m	EL -68.78m		
iv	非破砕部	F-4.9孔	136.57m	EL -125.44m		
v		R-4.5孔	68.63m	EL -57.56m		
vi		K-4.2孔	80.63m	EL -69.36m		
vii		R-4.5孔	71.10m	EL -60.03m		
viii	K-2	H-1.1孔	103.62m	EL -96.84m		
ix	非破砕部	H-1.5-95孔	176.71m	EL -168.01m		

白色鉱物(フィリプサイト)確認箇所					
	試料採取位	深度	標高		
I	S-2•S-6	E-5.7孔	170.73m	EL -158.08m	
Π	非破砕部	J-10.8SW-1孔	86.18m	EL -62.11m	
Ш	K-14	H'1.3孔	125.58m	EL -121.91m	
IV	非破砕部	H1.0孔	126.88m	EL -123.22m	

・白色鉱物(オパールCT)のXRD分析結果及び薄片観察結果 については<u>補足資料5.3-2</u>(5)

・白色鉱物(フィリプサイト)のXRD分析結果及び薄片観察結果 については<u>補足資料5.3-2</u>(6)

5.3(1-2)変質鉱物の後期更新世以降の生成可能性の評価 一概要

第1049回審査会合 資料1 P.76 再掲

- 〇約12~13万年前以降の敷地の地温分布と変質鉱物の生成温度の最低値を比較し,約12~13万年前以降の敷地の温度環境下で変質鉱物が生成する か否かを評価した。
- 〇約12~13万年前以降の敷地の推定地温分布については、敷地周辺の地温分布や能登半島の火成活動に関する文献調査結果を踏まえると、現在の敷地の地温分布と同程度であると考えられることから、現在の敷地の温度検層結果を用いた(補足資料5.3-2(8)P.5.3-2-137)。
- ○変質鉱物の生成温度の最低値については、文献による生成温度を用いた(補足資料5.3-2(7) P.5.3-2-132)。

〇敷地深部の調査結果も含めた検討の結果,敷地で確認される変質鉱物の生成温度は,約12~13万年前以降の敷地の推定地温分布よりも数十℃以上高く,約12~13万年前以降の敷地の地温分布では,敷地の変質鉱物は,その確認標高で生成しない。

Oよって,敷地の変質鉱物(I/S混合層等)は,約12~13万年前以降に生成したものではない。



・敷地深部で認められる変質鉱物についての調査結果は補足資料5.3-2(13)

○変質鉱物の後期更新世以降の生成可能性の評価(5.3(1-2))において,敷地の変質鉱物が,約12~13万年前以降に生成したものではないと評価したことを踏まえ,敷地の変質鉱物が生成し得る環境を検討し,生成年代を推定した。

【生成環境に関する分析結果及び考察】

- ○高温環境下での変質の有無を確認するために,敷地の斜長石の曹長石化の検討(EPMA分析)を行った結果,いずれの斜長石にも曹長石化が認められなかった。 よって,敷地は斜長石が曹長石化するような高温の熱水の影響を受けていないと考えられる(P.5-39)。なお,敷地内で認められるI/S混合層や石英等の変質鉱物 は,曹長石化する温度よりも低い温度でも生成することから(補足資料5.3-2(7)P.5.3-2-133),曹長石化が認められない程度の温度環境下であっても,敷地の変質 鉱物は生成し得る。
- ○変質の広がりを確認するために,敷地周辺の変質に関する調査を行った結果,敷地周辺で認められた粘土鉱物は敷地と同程度のイライト混合率をもつⅠ/S混合層であると判定した(P.5-40)。敷地で確認される変質鉱物(I/S混合層)が,敷地内に限って分布するものではなく,敷地周辺の別所岳安山岩類中にも広く分布することから,敷地周辺一帯は同じような環境下で変質を被ったと判断した。
- OS-1の粘土状破砕部(I/S混合層からなる変質部)全体を横断している砕屑物(砕屑岩脈)の薄片観察によると、未固結な状態で高い圧力を受けて貫入したことが示 唆されること等から、砕屑岩脈は、地下深部の高封圧下で形成したと判断した(P.5-45)。

【生成環境の検討】

○敷地の変質鉱物が生成するには、その確認標高の地温よりも高温である必要があることから、①現在と同程度の地温分布で、より高温の地下深部において生成し、 現在の確認標高まで隆起したか、もしくは②敷地の地温分布が現在よりも高温となる環境下で生成したと考えられる。つまり、生成環境は、「①地下深部(地温勾配 相当の高温)での生成」もしくは「②熱水(地温勾配以上の高温)による生成」である。分析結果を踏まえ、生成環境を検討した。

<u><①地下深部で生成した場合></u>

 I/S混合層が敷地周辺の別所岳安山岩類中にも広く認められること及び粘土状破砕部(I/S混合層からなる変質部)全体を横断している砕屑岩脈が地下深部の高 封圧下で形成したと考えられることを踏まえ、敷地の変質鉱物は、地下深部で敷地周辺一帯が変質し、その後、敷地周辺一帯が隆起して現在の位置で確認され ているものと判断した。

<②熱水により生成した場合>

・敷地のいずれの斜長石にも曹長石化が認められないことから、敷地は、少なくとも斜長石が曹長石化するような高温の熱水の影響は受けていないと考えられる。
 ・よって、敷地の変質鉱物は、「①地下深部での生成」の可能性が高いと判断した。一方で、斜長石が曹長石化しない程度の熱水の影響を受けて生成した可能性は否定できない。

【生成年代の推定】

〇変質鉱物の生成環境の検討結果を踏まえ、それぞれの生成環境における生成年代の推定を行った(次頁)。

- ○地下深部での生成年代は,隆起速度を用いて推定した。変質鉱物の生成温度は約50℃以上であることから(<u>補足資料5.3-2</u>(7)P.5.3-2-133),敷地の地温分布を用いると、地温が50℃以上となる深度800m以深で生成し、地表付近まで隆起したこととなる。隆起速度をMIS5e以降の速度(0.13m/千年)と仮定し、生成年代を約6Ma以前と推定した。
- Oなお、曹長石化しない程度の熱水により生成した場合の生成年代は、能登半島で最後に火成活動が認められた9Ma以前と推定した。

〇以上より,敷地の変質鉱物(I/S混合層等)は,地下深部で生成した可能性が高いと判断し,地下深部での生成年代は,地殻の隆起速度を一定 と仮定すると,約6Ma以前と推定した。なお,曹長石化しない程度の熱水の影響を受けて変質鉱物が生成した可能性は否定できず,その場合の 生成年代は,能登半島で最後に火成活動が認められた9Ma以前と推定した。



5.3(1-3)変質鉱物の生成環境の検討及び生成年代の推定 一斜長石の曹長石化検討-

第1049回審査会合 資料1 P.88 再掲

OEPMA分析により、敷地のEL12.66m~EL-945.90mまでの間の斜長石を対象として、曹長石化の検討を行った結果、いずれの斜長石も概ね曹灰長石~亜灰長石 を示し、曹長石化は認められない。

〇よって,敷地は,少なくとも斜長石が曹長石化するような高温の熱水の影響を受けていないと考えられる※。



上図は、黒田・諏訪(1983)を基に作成した。各分析試料の詳細は補足資料5.3-2(9)P.5.3-2-143~145

5.3(1-3)変質鉱物の生成環境の検討及び生成年代の推定 一敷地周辺の変質に関する調査-

- 〇敷地周辺の赤住, 福浦灯台, 巌門, 生神東部及び福浦断層で認められる粘土鉱物を対象として, 粘土鉱物のXRD分析による結晶構造判定を 行った結果, これらの敷地周辺で確認される粘土鉱物は, 敷地と同程度のイライト混合率をもつI/S混合層であると判定した(補足資料5.3-2(12) P.5.3-2-169)。
- 〇よって, 敷地で確認される変質鉱物(I/S混合層)が, 敷地内に限って分布するものではなく, 敷地周辺の別所岳安山岩類中にも広く分布すること から, 敷地周辺一帯は同じような環境下で変質を被ったと判断した。

紫字:第1073回審査会合以降に追加・変更した箇所



5.3(1-4)変質鉱物の生成年代評価のまとめ

第1049回審査会合 資料1 P.99 一部修正

コメントNo.133の回答

O変質鉱物の後期更新世以降の生成可能性の評価の結果,敷地の変質鉱物は,約12~13万年前以降に生成したものではない(P.5-36)。

〇生成環境を踏まえた生成年代の推定の結果,敷地の変質鉱物は,地下深部で生成した可能性が高いと判断し,地下深部での生成年代は,地殻の隆起速度を一定と仮定し,約 6Ma以前と推定した。なお,曹長石化しない程度の熱水の影響を受けて変質鉱物が生成した可能性は否定できず,その場合の生成年代は,能登半島で最後に火成活動が認め られた9Ma以前と推定した(P.5-37)。

<生成環境に関する追加検討>

【能登半島周辺の地質構造に関する既往知見との関係】

・能登半島周辺の地質構造について文献調査を実施した結果,敷地周辺一帯は中期中新世以前に沈降し,中期中新世以降に隆起する環境を経たものとされており,敷地の変質鉱物が地下深部で生成 し,その後隆起して現在の位置で確認されているものと判断したことと整合する(次頁)。

【新第三紀堆積岩における変質状況の確認】

・敷地周辺一帯が同じような環境下で変質を被ったと判断したことについて,敷地周辺の別所岳安山岩類に加え,その周辺の新第三紀堆積岩の変質状況を調査した結果,敷地と同程度のイライト混合 率をもつI/S混合層が分布することを確認した(次々頁)。

〇よって,敷地の変質鉱物(I/S混合層等)は、少なくとも後期更新世以降に生成したものではない※1。

※1:変質鉱物と第四系との関係やI/S混合層のK-Ar年代値等についても、この年代評価と整合する。

紫字:第1073回審査会合以降に追加した箇所

【敷地の変質鉱物と第四系との関係】

・敷地の変質鉱物と第四系の関係を検討した結果, I/S混合層を生成させた変質は,別所岳安山岩類中に深部から地表付近まで連続的に確認されるが,少なくとも第四系には及んでいないと判断した (P.5-44)。

【K-Ar年代値(I/S混合層), U-Pb年代値(オパールCT), K-Ar年代値(セラドナイト)】

・敷地で認められたI/S混合層のK-Ar年代値は15~10Maを示し(補足資料5.3-2(10)-1 P.5.3-2-148),オパールCTのU-Pb年代値は11.7Maを示す(補足資料5.3-2(11)P.5.3-2-165)。

・敷地近傍で認められたセラドナイトのK-Ar年代値は11.8Maを示す(**補足資料5.3-2**(10)-2 P.5.3-2-163)。

【生成温度・期間に関する文献調査】

・文献によると、I/S混合層は約50℃では、100万年でも生成せず、オパールCTが約50℃で生成する場合、数十万年の期間を要するとされる(補足資料5.3-2(7)P.5.3-2-134、135)。





【新第三紀堆積岩における変質状況の確認】

○敷地周辺一帯が同じような環境下で変質を被ったと判断したことについて,敷地周辺の別所岳安山岩類に加え,その周辺の新第三紀堆積岩の変質状況を調査した。
○敷地周辺の新第三紀堆積岩(黒瀬谷階の縄又互層,谷出礫岩層,山戸田泥岩層)中の粘土鉱物を対象として,XRD分析による結晶構造判定を行った結果,これらの敷地周辺で確認される粘土鉱物は,敷地と同程度のイライト混合率をもつI/S混合層であると判定した(<u>補足資料5.3-2</u>(12)P.5.3-2-178)。



【敷地の変質鉱物と第四系との関係】

○破砕部中や割れ目に沿って変質鉱物(I/S混合層,オパールCT及びフィリプサイト)を確認したことから,これらの鉱物を生成させた変質が第四系に及んでいるかを確認するため,破砕部及びその他の割 れ目について調査を行った。

〇駐車場南側法面~駐車場南東方トレンチでは、粘土状破砕部が別所岳安山岩類中に深部から連続的に認められるが、第四系(HIa段丘堆積物)には認められない。

Oこの粘土状破砕部を対象としてXRD分析を実施した結果,ボーリング孔(M-12.5''孔, N-14孔)では変質鉱物であるI/S混合層が認められ,駐車場南側法面下部ではI/S混合層とハロイサイトが共存し, 地表付近ではI/S混合層は認められず主に風化変質鉱物であるハロイサイトが認められた。

〇このことから, 地表付近の粘土状破砕部は, 段丘面形成以降の風化によりハロイサイト主体となり, I/S混合層が検出されなくなったものと判断した。

Oさらに、別所岳安山岩類中に認められる白色脈(ハロイサイト脈)が別所岳安山岩類の上面で削剥され、上位の第四系に覆われており、第四系には認められないことを複数箇所で確認している(<u>補足資</u> <u>料5.3-2</u>(14) P.5.3-2-207)。このことから、この白色脈の形成時期は第四系の堆積時期よりも古いと判断した。なお、この白色脈は、地表付近では風化変質が進んでいるものの、風化変質前はI/S混合 層であった可能性がある。

〇以上を踏まえ、I/S混合層を生成させた変質は、別所岳安山岩類中に深部から地表付近まで連続的に確認されるが、少なくとも第四系には及んでいないと判断した。



5.3(1-5)砕屑岩脈の形成年代評価

- OM-12.5"孔の深度50.00m(EL-21.70m)付近のS-1において,固結した角礫状破砕部と構成鉱物の種類等が類似する砕屑物が,粘土状破砕部 全体を横断している。この砕屑物を「砕屑岩脈[※]」と呼ぶ(詳細は<u>補足資料5.4-2</u>(1)-3 P.5.4-2-38, 39)。
- ○薄片を詳細に観察すると、砕屑岩脈は複雑に枝分かれし、内部に流動状の構造が認められることから、砕屑岩脈は未固結な状態で高い圧力を受けて貫入したことが示唆される。さらに、周辺の粘土鉱物中に引きずり等の構造が認められないことから、粘土鉱物は砕屑岩脈の貫入当時は軟質ではなかったと考えられ、現在と異なる環境下にあったことが示唆される。これらのことを踏まえ、砕屑岩脈は地下深部の高封圧下で形成したと判断した(薄片拡大写真)。
- ○本地点では、高位段丘 I a面の形成時期(約12~13万年前より古い高海面期、P.5-21)以降の海退期に、侵食により現在の地形が形成され、 その後の地形に大きな変化はない(発電所建設前の旧地形図)。砕屑岩脈の確認標高は、約12~13万年前以降、現在とほぼ同じ低封圧下に あった。この低封圧下では、高封圧下で形成する砕屑岩脈は形成しないと判断した。

〇以上より,砕屑岩脈は少なくとも後期更新世以降に形成したものではない。



5.3(1-6)評価に用いる変質鉱物

〇変質鉱物の生成年代及び砕屑岩脈の形成年代の評価結果に基づき、鉱物脈法による活動性評価に用いる変質鉱物を整理した。

<変質鉱物の生成年代評価(P.5-41)>

変質鉱物は、少なくとも後期更新世以降に生成したものではない。

<砕屑岩脈の形成年代評価(P.5-45)>

砕屑岩脈は、 少なくとも後期更新世以降に形成したものではない。

少なくとも後期更新世以降に生成したものではないと評価した変質鉱物(I/S混合層等)及び 少なくとも後期更新世以降に形成したものではないと評価した砕屑岩脈を用いて、鉱物脈法による活動性評価を行う。



紫字:第1073回審査会合以降の追加箇所

※1: 補足資料5.3-1(2), ※2: 信頼性確認は, 補足資料5.3-2(10), ※3:5.3(1-3) 生成環境を踏まえて推定した生成年代

・後述の薄片観察等の観察事実を踏まえて整理した、破砕部と変質鉱物の形成プロセスについては補足資料5.3-2(16)

5.3(2) 破砕部中の鉱物脈

5.3(2)破砕部中の鉱物脈

第1049回審査会合 資料1 P.124 再掲

〇断層と鉱物脈との関係を確認するためにボーリングコア観察及び露頭調査を実施した。

〇ボーリングコア観察の結果,破砕部中に鉱物脈を確認した。鉱物脈は固結した破砕部及び粘土状破砕部中に認められ,それらに変位,変形は認められない。 〇露頭調査については,敷地内の既存トレンチの観察を行ったが,風化変質等の影響が著しく,破砕部中に鉱物脈は認められなかった。

〇以上より,破砕部中のI/S混合層等の鉱物脈に変位・変形が認められないことから,破砕部の形成は鉱物脈の生成以前と判断される。 〇このことは,後述する微視的観察(5.4~5.13節)において,最新面を横断する粘土鉱物(I/S混合層)等に変位・変形が認められないことと整合する。



鉱物脈が認められた位置		深度	標高	記事	変質鉱物		
1		L-12.2	41.93m	EL-10.97m	41.52~41.93mに灰白色~灰オリーブ色の鉱物脈あり。	I/S混合層 ^{※2}	
2	0.1	M-12.5	63.43m	EL-35.33m	63.31~63.66mにオリーブ色の鉱物脈あり。	_	
3	5-1	N-13'	23.39m	EL15.13m	23.69~23.94mに灰白~オリーブ褐色の鉱物脈あり。	I/S混合層 ^{※2}	
4		N-14	30.97m	EL11.78m	31.00~31.50mに灰白~オリーブ褐色の鉱物脈あり。	_	
5		E-8.6	11.70m	EL9.41m	12.02~12.21mにオリーブ黄色の鉱物脈あり。	I/S混合層 ^{※2}	
6		H-6.5'	34.55m	EL-13.41m	34.46~34.48mに灰白色の鉱物脈あり。	_	
\bigcirc	S-2•S-6	K-6.3	20.61m	EL-9.48m	20.30~20.46mにオリーブ黄色の鉱物脈あり。	_	
8		K-6.2-2	30.94m	EL-19.44m	31.31~31.34mに灰白色の鉱物脈あり。	_	
9	o 4	A-14.5S	57.49m	EL8.85m	57.41~57.43mに灰白色の鉱物脈あり。	—	
10	5-4	H-6.4	94.65m	EL-55.84m	94.56~94.60mにオリーブ黄色の鉱物脈あり。	_	
1	0 7	F-4.6	29.70m	EL-18.60	29.66~29.68mにオリーブ色の鉱物脈あり。	_	
12	8-7	H-5.7	13.20m	EL-0.55m	13.14~13.40mに浅黄色の鉱物脈あり。	_	
13	F A	H-5.4-4E	87.56m	EL-11.60m	87.54~87.56mに灰白色の鉱物脈あり。	_	
14	B-2	H-6.5	46.32m	EL-29.88m	46.30~46.37mにオリーブ黄色・灰白色の鉱物脈あり。	_	
15		G-1.9-27	47.81m	EL-17.82m	47.68~47.77mにオリーブ色の鉱物脈あり。	I/S混合層 ^{※2}	
16		H-0.9-75	36.51m	EL-29.00m	36.27~36.47mにオリーブ褐色の鉱物脈あり。	_	
1	K-2	H-1.1	103.77m	EL-96.99m	103.36~106.29mにオリーブ色・白色の鉱物脈あり。	I/S混合層, オパールCT	
18		H-1.3-88	139.30m 141.57m	EL-131.95m EL-134.21m	139.32~139.50mに浅黄色の鉱物脈あり。 141.44~142.00mにオリーブ~オリーブ褐色の鉱物脈あり。	_	
19	K-3	M-2.2	48.83m	EL-31.52m	48.72~48.84mにオリーブ色の鉱物脈あり。	I/S混合層	
20	K-5	G-1.5-35	40.06m	EL-18.49m	40.16~41.43mに明褐色~オリーブ色の鉱物脈あり。	_	
21)		H− −1.86	36.28m	EL-32.64m	36.18~36.49mに褐~黄褐色の鉱物脈あり。	_	
22	K-16	H− −1.80	43.35m	EL-39.71m	43.07~43.80mに褐色・オリーブ色の鉱物脈あり。	_	
23		H− −1.7	57.55m	EL-53.91m	57.21~57.78mに灰白色・オリーブ色・褐色の鉱物脈あり。	_	
24	K-17	H3.0-55	78.23m	EL-60.44m	78.14~78.23mに灰白色の鉱物脈あり。	_	

破砕部中に認められた鉱物脈※1

※1:ボーリングコア観察の結果,破砕部中に認められた鉱物脈とボーリングコアに認められる変質の状況(次頁)について柱状図に加筆した (データ集1)。
※2:XRD分析により,主な粘土鉱物としてスメクタイトが認められており,同一断層の別孔で実施したXRD分析(粘土分濃集)の結果を踏まえ。

2:XRD分析により,主な粘土鉱物としてスメクタイトが認められており,同一断層の別孔で実施したXRD分析(粘土分濃集)の結果を これらの変質鉱物はI/S混合層であると判断した。



5-48

【ボーリングコアに認められる変質の状況】

〇ボーリングコア観察の結果,熱水変質によるものと考えられる変質の状況が認められた。
〇変質区分を,以下の3区分とし,柱状図に変質,強い変質が認められた区間を柱状図に記載した(データ集1)。
・非変質,弱く変質:原岩組織の判別が可能であり,変質部分が50%未満。
・変質:原岩組織の判別が可能であり,変質部分が50%以上。
・強く変質:原岩組織が不明。



変質している区間の例(L-12.2孔)

- **変質している区間(非変質,弱く変質)**
- 変質している区間(変質)
- 変質している区間(強く変質)



拡大写真(M-12.5孔 63.5~63.7m)

・ボーリングコア観察の結果,破砕部中に鉱物脈を確認した。鉱物脈は固結した破砕部中に認められ,
 それらに変位・変形は認められない。

・ボーリングコア観察において、その他の破砕部中に認められた鉱物脈や、 鉱物脈で実施したXRD分析結果については、**補足資料5.3-2**(15)

5-50

5.3(3) 最新面と最新面付近の変質鉱物

第1073回審査会合 資料2 P.23 一部修正

5.3(3) 最新面と最新面付近の変質鉱物 一最新面の認定の考え方一

〇鉱物脈法による活動性評価にあたっては、断層の最新活動時期を表す最新面を適切に認定し、変質鉱物との接触関係を確認することが重要 となる。

Oこの最新面の認定にあたっては、まず巨視的観察により破砕部から主せん断面を抽出する。その上で、主せん断面を薄片による微視的観察により観察して最新ゾーンを抽出し、最新ゾーン中で抽出した全てのY面の中から最新面を認定する。



5.3(3)最新面と最新面付近の変質鉱物 一切り合い関係の考え方一

〇鉱物脈法による活動性評価にあたっては、最新面と鉱物脈(変質鉱物等)との切り合い関係が明確な箇所で評価を行うことが重要である。
 〇鉱物脈が最新面を明瞭に横断しているもの(左写真,中央写真)については、最新面と鉱物脈との切り合い関係を用いて活動性評価を行う。
 〇一方、面が全体的に不明瞭で、面の周辺にも変位・変形が認められないなど、最新面を明確に認定できないもの(右写真)については、最新面が分布する可能性のある最新ゾーンと鉱物脈との関係を用いて活動性評価を行う。



5-53

第1049回審査会合 資料1 P.154 一部修正

5.3(3) 最新面と最新面付近の変質鉱物 一破砕部の硬軟一

〇破砕部の硬軟の程度を定量的に確認するために、粘土状破砕部及び固結した破砕部で針貫入試験を実施した。 〇その結果,粘土状破砕部では2~3N/mm,固結した破砕部では46~71N/mmの針貫入勾配を示し,粘土状破砕部と固結した破砕部の硬軟の 程度は明らかに異なり、固結した破砕部は周辺の母岩と同程度の硬さを有することが確認できた。



針貫入試験結果

平均值

(N/mm)

3

2

3

2

2

3

2

		回結した戦俗部		
断層名	孔名	測点 番 号	針貫入勾配 (N/mm)	平均値 (N/mm)
	0 107	f	50	
		g	50	40
		h	50	40
S_1		i	33	
3-1	J-9' 孔	j	50	
		k	50	63
		Ι	100	
		m	50	
	H-6.5孔	n	33	
S_2.S_6		o	100	71
3-2-3-0		р	100	
		q	50	

(参考)母岩の針貫入勾配平均値 (N/mm)					
凝灰角礫岩 安山岩(角礫質) 安山岩(均質)					
46	63	100			

*2:母岩の針貫入試験結果の詳細については補足資料2.2-2

5-54

【針貫入試験実施位置】

〇粘土状破砕部及び固結した破砕部における針貫入試験実施位置を以下に示す。



5.3(3) 最新面と最新面付近の変質鉱物 一砕屑岩脈の硬軟ー

OM-12.5"孔のS-1で認められる砕屑岩脈の硬軟の程度を定量的に確認するために、砕屑岩脈で針貫入試験を実施した。

OM-12.5"孔の砕屑岩脈は,薄片作成や分析を優先したため針貫入試験を実施できないことから,M-12.5"孔と同じく,周辺と異なる物質(砕屑物)が貫入しているA-14.5S孔及びM-2.2-2孔の砕屑岩脈において,針貫入試験を実施した。なお,これらの砕屑岩脈は周辺の物質を取り込み,母岩に入り込んでおり,このことはM-12.5" 孔の砕屑岩脈が周辺の物質を取り込み,複雑に枝分かれする特徴と類似している(本頁,次頁)。

○A-14.5S孔及びM-2.2-2孔の砕屑岩脈において針貫入試験を実施した結果,砕屑岩脈は固結した破砕部や母岩と同程度の硬さを有することが確認できた(次々頁)。
○以上より,M-12.5"孔のS-1で認められる砕屑岩脈についても,固結した破砕部や母岩と同程度に硬いと判断した。





・周辺と異なる物質(砕屑物)が貫入しているA-14.5S孔及びM-2.2-2孔の砕屑岩脈は周辺の物質を取り込み、母岩に入り込んでいる。

5-57

第1049回審査会合 資料1 P.159 再掲



「料21049回審査会合資料1 第1049回審査会合資料1 P.160 再揭 P.160 再揭

- 5.3(3) 最新面と最新面付近の変質鉱物 一試料採取位置と分析内容一
 - 〇鉱物脈法による活動性評価に用いる変質鉱物の同定にあたっては、評価を実施する薄片試料を作成したコア試料の同一破砕部を対象として、 薄片観察、EPMA分析、XRD分析(定法)を実施し、評価を行う。
 - O「XRD分析(定法)」の結果,主な粘土鉱物としてスメクタイトが認められる場合には,同一断層の別孔の破砕部において実施した「XRD分析 (粘土分濃集)」によって詳細な結晶構造を判定する。



5.3(3) 最新面と最新面付近の変質鉱物 一変質鉱物のEPMA分析-

OEPMA分析(マッピング)は,評価に用いる変質鉱物の分布状況を視覚的に確認することを目的に実施する。分析試料は,活動性評価に用いる薄片試料作成時の残りの試料から作成したEPMA用薄片試料を用いる。 OEPMA分析(定量)は,XRD分析等で同定した鉱物を化学組成の観点から確認することを目的に実施する。その際,EPMAのビーム照射影響 範囲(径約1μm)に測定対象鉱物以外の鉱物が入らないよう最大限留意しながら分析位置を選定し,各試料5箇所以上で実施する。



EPMA(マッピング) SiO₂

H--0.3-80孔の分析結果(マッピング)の詳細については, **補足資料5.12-1**(1)-1 P.5.12-1-4 <u>EPMA分析(定量)の分析位置の例</u> (K-14, H--0.3-80孔)



最新ゾーン中及び最新面 、付近に分布する変質鉱物 を対象として,分析位置を 設定する。

○ 分析位置

H--0.3-80孔の分析結果(定量)の詳細については, **補足資料5.3-2**(3)P.5.3-2-85

5.3(3) 最新面と最新面付近の変質鉱物 一注入現象の検討一

- 〇鉱物脈法による活動性評価において,粘土鉱物が脈状に分布し最新面が不連続になっている形状が確認される箇所については,最新面が注入現象により不連続に なったものではないことを確認する必要がある。
- 〇注入脈の特徴として, Rowe et al.(2012)によるカリフォルニアの事例では弓状構造が認められ, 関西電力株式会社(2016)による阿寺断層の事例では粒子の配列が認 められるとされており, このことを踏まえると, 注入する側(当サイトでの粘土状破砕部)の内部における弓状構造や粒子の配列の有無を確認することで, 注入現象の 有無を判断することができると考えられる。
- Oそこで,鉱物脈法の適用にあたり,粘土鉱物が脈状に分布している箇所においては,弓状構造や粒子の配列などの注入の痕跡の有無を確認することで,評価箇所に おける注入現象の有無を判断する。





5.4 S-1の活動性評価

5.4 S-1の活動性評価地点

■上載地層法



■鉱物脈法

O3地点(H-6.7孔, H-6.6-1孔, M-12.5"孔)において評価を行った。

○有識者会合時の評価データ(1号原子炉建屋底盤(露頭観察), 岩盤調査 坑(露頭, 研磨面, 薄片観察)), 有識者会合以降の評価データ(岩盤調査 坑No.25切羽(薄片観察), H=6.5=2孔, K=10.3SW孔, 岩盤調査坑No.9孔 (SEM観察))も用いて, 評価を行った。

青字:有識者会合時の評価データ

評価手法	評価地点	掲載箇所
	駐車場南東方トレンチ	5.4.1(1) <u>補足資料5.4-1</u> (1)
	えん堤左岸トレンチ	<u>参考資料5.4−1</u> (1)
上載地層法	駐車場南側法面	<u>参考資料5.4−1</u> (2)
	旧A・Bトレンチ	<u>参考資料5.4−1</u> (3)
	掘削法面	<u>参考資料5.4−1</u> (4)
	H-6.7孔	5.4.2(1) <u>補足資料5.4-2</u> (1)-1
	H-6.6-1孔	5.4.2(2) <u>補足資料5.4-2(1)-</u> 2
	M-12.5"孔	5.4.2(3) <u>補足資料5.4-2</u> (1)-3
鉱物脈法	岩盤調査坑No.25切羽(薄片観察)	<u>参考資料5.4−2</u> (1)−1
	H-6.5-2孔	<u>参考資料5.4−2</u> (1)−2
	K-10.3SW孔	<u>参考資料5.4−2</u> (1)−3
	1号原子炉建屋底盤(露頭観察)	<u>参考資料5.4−2</u> (2)−1
	岩盤調査坑(露頭,研磨面,薄片観察)	<u>参考資料5.4−2</u> (2)−2
	岩盤調査坑No.9孔(SEM観察)	<u>参考資料5.4−2</u> (3)

上載地層法に関する調査箇所 (断層の後期更新世以降の活動を否定) するにあたり、地層や鉱物脈の年代及 び断層による変位・変形がないことが明 確に確認できる地点を着色) えん堤左岸トレンチ 駐車場南東方トレンチ M-12.5"孔 駐車場南側法面 K-10.3SW孔 \cap 岩盤調査坑(露頭,研磨面,薄片) 岩盤調査坑No.9孔(SEM観察) 岩盤調査坑No.25切羽(薄片観察) 1号原子炉建屋底盤 0.0 O (露頭観察) H-6.5-2孔 旧A・Bトレンチ H-6.6-1孔 掘削法面 H-6.7孔 5-2.0 45 50 100m 評価対象断層(EL-4.7m) 調杳位置図 青色網掛け:断層の後期更新世以降の活動を否定するにあたり,地層の年代 及び断層による変位・変形がないことが明確に確認できるデータ (主たる根拠)

黄色網掛け: 断層の後期更新世以降の活動を否定するにあたり, 鉱物脈の年 代及び断層による変位・変形がないことが明確に確認できる データ(主たる根拠)

<mark>黄色網掛け</mark>:鉱物脈法による評価において, S-1の中で最新面と鉱物脈との切 り合い関係が最も明確であると評価したデータ

5.4.1 上載地層法による活動性評価(S-1)
第1049回審査会合 資料1 P.572 一部修正

上載地層法に関する調査箇所 (断層の後期更新世以降の活動を否定する

■上載地層法による評価地点

OS-1が分布する岩盤の直上に,約12~13万年前以前に堆積した地層であるHIa段丘堆積物が確認できることから,駐車場南東方トレンチにおいて,評価を行った。

〇有識者会合時の評価データ(えん堤左岸トレンチ, 駐車場南 側法面, 旧A・Bトレンチ, 掘削法面)も用いて, 評価を行った。

評価地点	記載頁	
駐車場南東方トレンチ	P.5−67~5−72 <u>補足資料5.4−1</u> (1)	
えん堤左岸トレンチ	<u>参考資料5.4−1</u> (1)	
駐車場南側法面	<u>参考資料5.4−1</u> (2)	
旧A・Bトレンチ	参考資料5.4−1(3)	
	参考資料5.4-1(4)	

青色網掛け:断層の後期更新世以降の活動を否定するにあたり, 地層の年代及び断層による変位・変形がないことが 明確に確認できるデータ(主たる根拠)



5.4.1 S-1 (1) 駐車場南東方トレンチ -評価結果-

【有識者会合時の当社評価】

OS-1の活動性評価を行うため,高位段丘 I a面を判読した位置において,トレンチ調査(駐車場南東方トレンチ)を実施した。 O駐車場南東方トレンチにおいて,幅5~10cmの固結した破砕部及びフィルム状の粘土状破砕部からなるS-1を確認。 O岩盤の安山岩(角礫質)の上位には,下位からH I a段丘堆積物(1)~(3),赤色土壌(礫混じり),赤色土壌,赤褐色土壌が分布する。 OS-1は岩盤直上のH I a段丘堆積物に変位・変形を与えていない。

【有識者の評価】

OS-1は少なくとも高位段丘 I 面堆積物に変位・変形を与えておらず、後期更新世以降には活動していないと考えられる。

【有識者会合以降の追加検討】

〇岩盤直上の堆積物は,礫の平均真円度による評価に基づき認定される海成堆積物(MI段丘堆積物)であり,MIS5e(約12~13万年前)に堆積したものである(P.5-22)。

【現在の当社評価】

O以上のことを踏まえると、駐車場南東方トレンチにおいて、S-1は岩盤直上の堆積物に変位・変形を与えていないことからS-1の最新活動はHIa段丘堆積物の堆積以前であり、S-1に後期更新 世以降の活動は認められない。







5.4.1 S-1 (1) 駐車場南東方トレンチ -S-1と上載地層の関係-

第1049回審査会合 資料1 P.575 一部修正

〇上載地層との関係を詳細に観察した結果, S-1は岩盤直上のHⅠa段丘堆積物に変位・変形を与えていない(次頁~P.5-72)。





第1049回審査会合 資料1 P.577 再掲







・S-1の主せん断面は、固結した破砕部を伴いながら、岩盤上面まで達しており、上位のHIa段丘堆積物(1)(2)に変位・変形を与えていない。

・S-1付近でウェッジ状に分布するHIa段丘堆積物(3)の粒子配列に関する調査結果については, <u>補足資料5.4-1(1)</u>-2

5.4.2 鉱物脈法による活動性評価(S-1)

5.4.2 鉱物脈法による活動性評価(S-1) 一評価地点一

■鉱物脈法による評価地点

- 2地点(H-6.7孔, H-6.6-1孔)において, S-1の最新ゾーンに少なくとも後期更新 世以降に生成したものではないと評価した変質鉱物であるI/S混合層が認めら れたことから, 断層活動(最新面)と変質鉱物との関係による評価を行った。
- M-12.5"孔において、S-1の最新ゾーンに少なくとも後期更新世以降に形成した ものではないと評価した砕屑岩脈が認められたことから、断層活動(最新面)と 砕屑岩脈との関係による評価を行った。
- 有識者会合時の評価データ(1号原子炉建屋底盤(露頭観察)及び岩盤調査坑 (露頭,研磨面,薄片)),有識者会合以降の評価データ(No.25切羽(薄片観 察), H-6.5-2孔, K-10.3SW孔,岩盤調査坑No.9孔(SEM観察))も用いて,評価 を行った。

評価地点		口非百		
孔名	薄片名	確認範囲	記戦貝	
H−6.7孔 (深度35.10m,EL−19.01m)	薄片①	範囲A	P.5−76~5−89 <u>補足資料5.4−2</u> (1)−1	
		範囲B		
	茶上の	範囲A		
	次月℃	範囲B		
H−6.6−1孔 (深度57.25m,EL−37.95m)	 藩 世 ①	範囲A	P.5-90~5-92	
	冷Л ①	範囲B	<u>補足資料5.4-2</u> (1)-2	
M−12.5"孔 (深度49.96m,EL−21.66m)	 藩 世 ①	範囲A	P.5−93 ~ 5−95	
	·₩Л①	範囲B	<u>補足資料5.4−2</u> (1)−3	
岩盤調査坑No.25切羽(薄片観察) (EL-17.60m [※])	薄片①	範囲A	<u>参考資料5.4−2</u> (1)−1	※∶試料採取位 P.5.3-2-12
H-6.5-2孔	法止①	範囲A	- <u>参考資料5.4−2</u> (1)−2	
(深度70.70m,EL−49.50m)	(深度70.70m,EL-49.50m)	範囲B		
K−10.3SW孔 (深度27.81m,EL−6.17m) ^漢	薄比①	範囲A	★ 去 咨 約 5 1 - 9(1) - 9	
	冷Л∪	範囲B	<u> </u>	
1号原子炉建屋底盤(露頭観察) (EL-7.1m)		<u>参考資料5.4−2</u> (2)−1	<mark>黄色網掛け</mark>	
岩盤調査坑(露頭,研磨面,薄片) (EL-18m)		<u>参考資料5.4−2</u> (2)−2	黄色網掛け	
岩盤調査坑No.9孔(SEM観察) (深度0.20m,EL-18.38m)		<u>参考資料5.4−2</u> (3)	青字·右識:	



第1049回審査会合 資料1 P.165 一部修正



・S-1確認地点の投影断面図及び鉱物脈法による評価を行ったボーリング孔(H-6.7孔, H-6.6-1孔, M-12.5"孔)の断面図を示す。

5.4.2 S-1 (1) H-6.7孔 一評価結果-

【最新面の認定】

OH-6.7孔の深度35.10m付近で認められるS-1において, 巨視的観察及び微視的観察を実施し, 最新ゾーンの上盤側及び下盤側の境界にそれぞれ最新面1, 最新面 2を認定した(P.5-77~5-80, 5-85, 5-86)。

【鉱物の同定】

〇微視的観察により確認した粘土鉱物は、EPMA分析(定量)による化学組成の検討結果及びXRD分析(粘土分濃集)による結晶構造判定結果から、I/S混合層である と判断した(P.5-81, 補足資料5.4-2(1)-2 P.5.4-2-20)。

【変質鉱物の分布と最新面との関係】

OEPMA分析(マッピング)や薄片観察により、粘土鉱物(I/S混合層)の分布範囲を確認した結果、粘土鉱物(I/S混合層)は最新ゾーン及びその周辺に分布している (P.5-82, 5-87, <u>補足資料5.4-2(1)-2</u> P.5.4-2-21, 22)。

○薄片①の範囲A及び薄片②の範囲A, Bにおいて, 粘土鉱物(I/S混合層)が最新面1, 2を横断して分布し, 最新面1, 2が不連続になっており, 不連続箇所の粘土鉱物(I/S混合層)に変位・変形は認められない^{※1}(P.5-83, 5-84, 5-88, 5-89, 補足資料5.4-2(1)-1 P.5.4-2-9, 10)。

O以上のことを踏まえると、S-1の最新活動はI/S混合層の生成以前であり、S-1に後期更新世以降の活動は認められない。



5.4.2 S-1 (1) H-6.7孔 - 最新面の認定(巨視的観察)-

OH-6.7孔の深度35.10m付近で認められるS-1において、巨視的観察(ボーリングコア観察, CT画像観察)を実施し、最も直線性・ 連続性がよい断層面を主せん断面として抽出した。

○隣接孔(H-6.5-2孔)の主せん断面における条線観察の結果,66°Rの条線方向が確認されたことから,H-6.7孔において, 66°Rで薄片を2枚作成した(ブロック写真)。



薄片作成箇所》

5.4.2 S-1 (1) H-6.7孔① -最新面の認定(微視的観察)-

〇薄片①で実施した微視的観察(薄片観察)の結果, 色調や礫径などから, 上盤側より I ~ Ⅲに分帯した。

Oそのうち, 最も細粒化している分帯 Ⅱを最新ゾーンとして抽出した。

下

○最新ゾーンと分帯 I との境界に、面1(緑矢印)が認められる。面1は全体的に不明瞭だが、最新ゾーンの中では比較的連続性がよい面である。
○最新ゾーンと分帯Ⅲとの境界に、面2(紫矢印)が認められる。面2は全体的に不明瞭だが、最新ゾーンの中では比較的連続性がよい面である。
○最新ゾーン中に認められるY面は面1、面2のみであり、面1、面2は同程度の直線性・連続性を有することから、面1を最新面1、面2を最新面2とし、
それぞれについて変質鉱物との関係を確認する。



薄片①写真(H-6.7 66R)

第1049回審査会合 資料1 P.183 一部修正





5.4.2 S-1 (1) H-6.7孔① 一鉱物の同定(XRD分析, EPMA分析)-

O最新ゾーン付近でXRD分析を実施した結果,主な粘土鉱物としてスメクタイトが認められる。

Oスメクタイトについて詳細な結晶構造判定を行うために、同一断層の別孔(岩盤調査坑No.27孔, No.7-1孔, No.16付近)の破砕部においてXRD分析(粘土分濃集)を実施した結果, I/S混合層と判定した。

Oまた, 隣接孔(H-6.6-1孔)で実施したEPMA分析(定量)による化学組成の検討※において, 最新ゾーンやその周辺でI/S混合層を確認している。

